

# 第八回 貴族院議事速記録第三十八號

帝國議會

明治二十八年三月十八日(月曜日)

午前十時四十九分開議

第一陸海軍刑法ノ適用ニ關スル法律案  
(政府提出案)

第一讀會ノ續(特別委員)

第二議院法中改正法律案(衆議院)  
(提出)

第一讀會

第三右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
(衆議院)  
(提出)

第一讀會

第四震災地方租稅特別處分法案(衆議院)  
(提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

第五右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
(衆議院)  
(提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

第六裁判所管轄區域變更法律案(衆議院)  
(提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

第七明治二十三年法律第四十六號水利組合條例中改正追加法律案(衆議院)  
(提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

第八府縣稅徵收法中改正法律案(衆議院)  
(提出)

第一讀會ノ續(特別委員)

第九堺表殉難舊土佐藩士ヲ靖國神社ニ合祭ノ請願  
(議)

第一讀會

第十裁判所管轄變更ノ請願  
(議)

第一讀會

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 陸海軍刑法ノ適用ニ關スル法律案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ子爵谷干城君、副委員長ニ名村泰藏君、砂鑛採取法中改正法律案特別委員會ニ於キマシテ委員長ニ公爵德川家達君、副委員長ニ箕作麟祥君當選ニナリマシテゴザイマス、議事日程ニ移リマス、陸海軍刑法ノ適用ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

○子爵谷干城君 演壇ニ登ル  
○子爵谷干城君 本案ハ此通り誠ニ單簡ナル法律デアリマスルデ一昨日委員會ヲ開キマシテ忽チ結了シマシテゴザイマス、デ委細ノ事ハ此モウ理由書ニ明ニナシテ居リマスルカラ別ニ委員長ノ説明ヲ要スル程ノコトモナイト考ヘマスケレドモ、唯單簡ニ一應委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、デ此陸軍

海軍ノ刑法ニ於キマシテハ御承知ノ通り各々單獨ノ勤ヲ爲シテ陸軍ハ陸軍ノ軍人ノ裁判ヲシ、海軍ハ海軍ノ軍人ノ裁判ヲスルト云フモノニナツテ居ル、夫レデ是レマデハ戰爭モアリマシタケレドモ格別此海軍ト陸軍ト聯合シ、海軍ト言ウテ宜シイ、サウ云フモノデアリマシタカラシテ此法律ノ必要ヲ感ジタモノト云フコトアリマスル、デ是レハ此説ニ大抵出テ居リマスル通りヨリ此海軍ノ見出スコトニナラザッタ、デ此度ノ様ナ非常ナ大ナル戰爭ニナリマシテカラ始メテ此缺典ヲ見付シテ夫レヨリシテ此法律ノ必要ヲ感ジタモノト云フコトアリマスル、デ是レハ此説ニ大抵出テ居リマスル通りヨリ此海軍ノ軍人、陸軍ノ軍人ト云フモノハ、海軍ノ軍人ハ陸軍ノ軍人ニ對シテ、陸軍ノ軍人ハ海軍ノ軍人ニ對シテ互ニ夫々ノ上官ニ對シテ敬禮ヲ表セヌナラヌト云ナガラ法律上ニ於テハ少シモサウナツテ居ラヌ、デ法律上カラ言ヘバ海軍ノ軍人ガ陸軍ノ軍人ノ己レノ位地ヨリ上官ノ者ニ對シテ夫レダケノ敬禮ヲセネバ罰セラレルト云フ様ナコトハナイ、海軍ハ陸軍ニ對シ陸軍ハ海軍ニ對シテ官ニ對シテ命令ニ從ハネバナラヌト云フ事柄ガ教育上ノ教ハ出來テ居ルケレドモ法律上ノ明文ガナイカラシテ、今言フ通り法律ノ上デハ唯ノ人ニ對スル様ニナツテ罰スルコトガ出來ナイ、譬ヘテ申セバ海軍ノ兵卒ガ陸軍ノ士官ニ對シテ命ニ抗シ無禮ヲシタ所ガ夫レノ罰スルト云フコトガ出來ナイト云フ様ナコトニナル、夫レカラシテ又或ハ此徒黨退官ト云フ様ナ理窟デ三人以上徒黨軍ノ者ガ二人、陸軍ノ者ガ二人デ聯合シテ退官ヲシタ所ガ之ヲ以テカラニ徒黨退官ト云フコトヲ以テ罰スルコトハ出來ナイ、互ニ二人ニナルト云フ斯ウシテ退官スルト云フコトヲ以テ罰スルコトハ出來ナイ、是レガ海軍ノ者ガ二人、陸軍ノ者ガ二人デ聯合シテ退官ヲシタ所ガ之ヲ以テカラニ徒黨云フ理窟デ、夫レデ甚ダ不都合ナ譯ニナルカラシテ、夫レデ此法律面ノ第一條ニ在リマスル所ノ同視スルト云フコトデ海軍ハ海軍、陸軍ハ陸軍ト特立シテ居ル者ヲ海軍ノ軍人モ陸軍ノ軍人モ總テ軍人タル資格ノ上ニ於テハ同シモノデアルト云フコトヲ此法律デ極メルノデ、罰ヲ犯シタトキニ陸軍ノ軍人デアレ、海軍ノ軍人デアレ、モウ少シモ區別ハナイ、同シ様ニ處斷ヲスルト云フダケノコトデ、外ニ一向深イ理由ハナイ、是レマデ特立シテ居タモノガ云ハバ一ツニナツタト云フ理窟デアリマス、夫レダケノ理由デゴザイマシテ、モウ至極必要ナルコトト考ヘマスルデ委員會ニ於キマシテハ何ノ異議モナク然ルベクト決シマシテゴザイマスルカラ、ドウゾ諸君ニモ其思召デ速ニ可決ニナルコトヲ希望致シマス、

○箕作麟祥君 決算委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ退席ヲ御許ヲ願ヒタ

イ、尤モ此席ニ居ラレルノハ本員ヲ合シテ三名バカリデゴザイマスカラ左程  
御差支ニモナリマスマイト思ヒマスカラ御許ヲ願ヒマス、別段ニ御  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ定足數ニ差支ゴザイマセヌ、別段ニ御  
異議ナイト存ジマスカラ宣シウゴザイマス、

○男爵小澤武雄君 政府委員ニチヨット御尋ヲシマスガ、今特別委員長カラ  
ノ報告ニ依ルト陸海軍共ニ上官ニ對スル所ノ服從法ガ之ヲ以テマア定マルト  
云フコトデ、夫レハ能ク了解シマシタガ、平日ノ相互ノ敬禮ノ事ハ陸軍チャ  
敬禮式デ極メテアルノデガスガ、アレニモ即チ矢張リ海軍ハ陸軍ノ軍人ニ對  
シテ等級ノ上ノ者ニハ先キニ禮ヲシナケレバナラスト云フコトガ這入ルノデ  
アルカ又ハ刑法ダケニ載セテ置クノデアリマスカ、アノ邊ハ是レマデノ通り  
ニ置クノデアリマスカ、

○政府委員(竹内正策君) 是レカラ御答ヲ致シマス、刑法ダケノ事デ敬禮  
式ノ事ハ從來ノ通リデゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 特別委員デモ政府委員デモ宜シウゴザイマスガ伺ヒタ  
ウゴザイマス、陸軍軍人が海軍軍人ノ勤務ニ服シ海軍軍人が陸軍軍人ノ勤務  
ニ服スルト云フノガ初リデアリマスガ、幾ラモアル事デアリマスカ、ドンナ  
コトデゴザイマセウカ、勿論事柄ガアルカラ法律ガ出來ル譯ニ違ヒナイガ一  
二例御示ガ出來レバ大ニ仕合デゴザイマス、

(政府委員竹内正策君演壇ニ登ル)

○政府委員(竹内正策君) 御答ヲ致シマス、陸軍軍人が海軍ノ勤務ニ服ス  
ルトキト云フノ例ノ著シキモノハ海軍軍令部條例ノ第七條デゴザイマス、夫  
レハ……

(子爵曾我祐準君「夫レ位テ宜シウゴザイマス」ト述ブ)

左様デゴザイマスカ、第七條ニ依リマスルト陸軍ノ將校ガ海軍軍令部ノ局員  
トナリマスル、夫レカラ又海軍大學校條例ノ四條ニ依リマスルト陸軍ノ將校  
ガ大學校ノ教官トナリマス、是レ等ガ陸軍軍人が海軍ノ勤務ニ服スルトキノ  
例デゴザイマス、夫レカラ海軍軍人が陸軍ノ勤務ニ服シマスルノハ參謀本部  
條例ニ依リマシテ海軍ノ將校ガ第一局第二局ノ局員ニナリマス、唯今マデハ  
先ヅ其一例アルノミデゴザイマス、

○子爵曾我祐準君 將校以上ノ事ハ分リマシタガ兵士或ハ下士……兵卒ニ  
モサウ云フ例ガアリマスカ、夫レヲ心得ノタメ伺ヒマス、

○政府委員(竹内正策君) 下士兵卒ニハ別ニゴザイマセヌ様デゴザイマ  
ス、是レマデノ所デハ……

○子爵曾我祐準君 要塞砲ニハゴザイマセヌガ、先達テ出マシタ防務條例  
砲ニハ……

○政府委員(竹内正策君) サウ云フノハゴザイマス、海軍軍人が陸軍ノ勤  
務ニ服シ陸軍軍人が海軍ノ勤務ニ服スルヨリ陸海軍軍人共ニ陸海軍ノ勤務ニ  
服スル様ニ別ニ充テデアリマス、是レハ防務條例ニ最モ多ウゴザイマス、夫  
レハ陸海軍ノ者ガ纏ツテ一司令官ノ下ニ附キマスノデゴザイマス、

○男爵小松行正君 本案ハ無論簡單ナ案デゴザイマスカラ讀會省略ヲ願ヒ  
マス、

○政府委員(竹内正策君) 唯今御答ヲ致シマシタ中ニ海軍ノ事デ承知致シ  
マセメコトガゴザイマシテ、海軍ノ政府委員カラ承リマシタカラ補足ヲ致シ  
マス、陸軍ノ運送船ニ海軍ノ信號手ガ乗リマスルコトガゴザイマス、夫レハ  
下士以下ガ陸軍ノ勤務ニ服スルコトニ當リマス、唯今承リマシタカラ……

○子爵谷千城君 小松男爵ノ讀會省略ニ賛成致シマス、

○名村泰藏君 小松男爵ニ賛成、

○南郷茂光君 賛成、

○子爵山口弘達君 小松男爵ノ讀會省略ニ賛成、

○子爵立花種恭君 賛成、

○子爵秋田映季君 賛成、

○柴原和君 賛成ヲ致シマス、

○伯爵大原重朝君 賛成、

○小原重哉君 賛成、

○子爵堀田正養君 賛成ヲ致シマス、

○子爵林友幸君 賛成シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 小松男爵ヨリ讀會省略ノ要求ハ定規ノ賛成ガ  
ゴザイマシタ、讀會省略ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス、

ナリマシタ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 三分ノニ以上ト認メマス、依ッテ讀會省略ニ  
起立者 多數

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

第一條 陸軍軍人海軍ノ勤務ニ服シ海軍軍人陸軍ノ勤務ニ服シ又ハ陸海軍  
軍人共ニ陸海軍ノ勤務ニ服スルトキ陸軍刑法ニ於テハ海軍軍人ヲ陸軍軍  
人ト同視シ海軍刑法ニ於テハ陸軍軍人ヲ海軍軍人ト同視ス

第二條 前條ニ記載スル陸海軍軍人ノ所爲ニ對シ陸軍刑法海軍刑法俱ニ罰  
スヘキ正條アルトキハ陸軍軍人ハ陸軍刑法ニ依リ海軍軍人ハ海軍刑法ニ  
依テ處斷ス

第三條 此ノ法律ニ軍人ト稱スルハ陸軍刑法海軍刑法ニ於ケル軍人及之ト

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
同視スル者ヲ謂フ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、本案ハ可決セラレマシ  
タ、次ニ議院法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ヲ開キマス、提出文ノミヲ  
朗讀致サセマス、

(山本書記官朗讀)

議院法中改正法律案

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也

明治二十八年三月十四日

衆議院議長 楠本正隆

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス)

明治二十二年法律第二號議院法中左ノ通改正追加ス

第一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ臨時會ハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 各議院ハ其ノ決議又ハ政府ノ要求ニ依リ議會閉會ノ間委員ヲ

設ケ議案又ハ必要ノ事項ヲ審査セシムルコトヲ得

第二十六條中第二項ノ但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ他ノ議事緊急ヲ要スルトキハ議院ノ議決ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ

得此ノ場合ニ於テハ政府ニ通牒スヘシ

第二十八條 法律ノ議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ議決スルコトヲ得ス

但シ政府ノ要求又ハ議院ノ議決ニ依ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條中第一項ヲ左ノ如ク改ム

議院ニ停會ヲ命スルトキハ十五日以内トス

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ

案ヲ受取リタル日ヨリ二十日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條ヲ削リ第四十二條ヲ第四十一條ニ改メ以下順次之ニ倣フ

第四十八條中三十人トアルヲ二十人ト改ム

第四十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得サルトキハ議員ハ二十名以上ノ賛成者ト共

ニ其ノ出席ヲ要求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ國務大臣ハ時日ヲ期シ議

院ニ出席シテ答辯ヲ爲スヘシ

第七十三條中「得」ノ下「ス」ノ一字ヲ削ル

第七十八條中「特ニ」ノ二字ヲ削リ「設ケ」ノ二字ヲ「シテ」ノ二字ニ改ム

第八十七條中「會議中」ノ下「議員」ノ二字ヲ削ル

第九十三條中「處分ヲ求ムヘシ」ノ下「私ニ」以下十二字ヲ削ル

○水之江浩君 政府委員ニチヨウト質問致シマス、本案ハ衆議院ニ於テ……

政府ハ御不同意デアリマスカ夫レヲ伺ヒタ、其理由ヲ詳細ニ政府委員ニ伺

ヒタ、

○政府委員(松岡康毅君) モウ一應願ヒマス

○水之江浩君 本案ハ衆議院ニ於テ政府委員ハ御不同意ト云フコトヲ承リ

マシタ、果シテ左様デゴザイマスカ、夫レナラ其理由ヲ御説明フ願ヒタ、

(政府委員松岡康毅君演壇ニ登ル)

○政府委員(松岡康毅君) 議院法中ノ改正案ニ附キマシテハ大體政府ハ不

同意デゴザイマス、不同意ノ要用ナ點ハ衆議院ニ於テモ述べマシテゴザイマ

スガ尙ホ唯今水之江君ヨリ御質問デゴザイマスカラ大略申述ベマスデゴザイ

マス、一々細カク申上ゲマスルト時間モ費エマスカラ重ナ分ダケヲ申上ゲマシ

テ他ハ又若シ御尋デゴザイマシタラ御答ヲ致シマス、其主タルモノヲ舉ゲマ

スルト第二十五條ニ「各議院ハ其ノ決議又ハ政府ノ要求ニ依リ議會閉會ノ間

委員ヲ設ケ議案又ハ必要ノ事項ヲ審査セシムルコトヲ得トゴザイマスル、此

條ハ固ヨリ不同意デゴザイマス、ト申シマスルモノハ議會ト申シマスモノハ

固ヨリ集合體デ働クモノデゴザイマシテ、又委員ト申シマスモノモ其集合ノ

一部分デ決シテ一人一己デ働ケルモノデハゴザイマセヌ、然ルニ此議院ト申

シマスモノハ憲法ニゴザイマス通りニ召集セラレ、夫レカラ開會ヲセラレ、

サウシテ働ガ始メテ起ルノデゴザイマス、議會自ラガ集會スルコトモ出來ナ

イ、又開會スルコトモ出來ナイ、召集、開會、閉會、停會及衆議院ノ解散ハ全ク

憲法上 陛下ノ大權ニ屬シテ居ルモノデアルニ依テ議院ガ働クスルノハ必

ズ召集ト開會トノモノヲ以チマシテ始メテ爲シ得ラレルノデアリマス、夫レ

故ニ閉會ヲスルトナレバモウ夫レデ議會ノ働ト云フモノハ、スッパリ止マッテ

仕舞ヒマシテ仕掛ケタ仕事ヲ後ニ繼續スルコトハ出來ズ、夫レギリ行止マリ

ニナル苦デゴザイマス、夫レ故ニ此現行ノ二十五條ニ於テ閉會ノ間繼續委員

ヲ設ケテ議案ノ審査ヲスルコトガ出來ルト申スノモ政府ノ同意ヲ經ルコトガ

第一ノ要件デアリマス、其政府ノ同意ヲ經タナラバ閉會ノ間ニ夫レダケノ働

ヲ爲シ得ルト云フ精神ガ始メテ這入ルノデアリマス、然ルニ此改正案ハ議院

自ラノ決議ヲ以テ閉會ノ間繼續委員ヲ設ケルコトガ出來ルノデ、斯ウナレバ

恰モ召集モ閉會モ頓著シナイト云フ結果ト同ジ様ニナリマス、此點ニ於キマ

シテハ憲法ノ主旨ニ違フ、依ッテ改正ニハ同意ヲスルコトガ出來ナイ、暫ク憲

法ノ論ヲ取除ケニ致シマシテ事實上ノミカラ之ヲ觀察致シマシテモ甚ダ宜シ

クナイ、ト申スノハ現行ノ法ニ於キマシテハ政府ノ同意ヲ得ア議案ト云フモ  
ノヲ審査スルタメニ繼續委員ヲ設ケルコトヲ得ルトナツテ居リマス、然ルニ改  
正案ハ議案ノ外ニ必要ナル事項ヲ審査スルタメニ委員ヲ設クルコトヲ得ルコ  
トニナツテ居リマス、未ダ議案トモナラナイモノデ必要ナル事項ト云フ様ナ漠  
然ナ名稱ヲ以テ夫レニ繼續委員ヲ設ケルコトヲ得ルトナツテ居リマス、然ルニ改  
モノデモ繼續委員ニ掛ケラレルコトニナリマス、例ヘテ申シマスレバ財政ノ  
調査ヲセヌケレバナラヌ、或ハ陸海軍ノ軍費ヲ調査スルタメ繼續委員ヲ設ケ  
ナケレバナラヌ、或ハ地方制度ヲ調査スルタメ繼續委員ヲ設ケナケレバナラ  
ヌト百般行政ノ事務デモ立法ノ事務デモ何デモ必要ナル事項ト云フ名稱ノ下  
ニ括ラレルコトニナリマスカラ、議院ガ繼續委員ヲ自ラ作ルト云フコトニナ  
リマスルト惡ルク言ヒマスレバ際限モ無ク幾ツモ繼續委員ヲ一年中立テ通シ  
ニ置カレルト云フ様ナ弊害モ生ジナイトハ云ハレナイ、固ヨリ衆議院デモ申  
シマシタガ唯今出テ居ル衆議院ノ議員諸君等ニ於テハマサカサウ云フコトハ  
スマイケレドモ、法律ヲ立テル上ハ後ミノ事モ視テ置カナケレバナラヌ、若シ  
ヤ追々議員ノ代ル末ニハ今ノ様ナ、是レモ必要、是レモ必要ト云フ様ナコトデ  
繼續委員ヲドンドシ拵ヘルト云フ様ナコトガナイトハ言ハレヌ、立法ノ際ニ  
於テハ大ニ注意ラシナケリヤナラヌコトデアルト、斯ウ云フ廉ヲ以チマシテ一  
ハ憲法上カラ見テモ甚ダ穩ナラヌ、又一ハ事實上ヨリ觀察ヲシテモ弊害ニ堪  
ヘナイト云フ恐ガアル、此點ヲ以チマシテ政府ハ此二十五條ノ改正案ト申ス  
ノハ不同意ラ表シタノデゴザイマス、尙ホ二十八條ニ於キマシテモ政府カラ  
提出シタ議案ハ委員ノ審査ヲ經ズシテ議決スルコトヲ得ズ但シ政府ノ要求ノ  
議院ノ議決ニ依ルモノハ此限ニアラズト申スノガ現行ノ趣意デゴザイマスル、然レドモ  
アツタトキニハ此限ニアラズト申スノガ現行ノ趣意デゴザイマスル、然レドモ  
此改正案ハ政府カラ出シタノモ議員カラ出シタノモ總テノ法律ノ議案ト云フ  
モノハ、委員ニ掛ケルコトヲ先ヅ原則トシテ置キマシテ「但シ政府ノ要求又ハ  
議院ノ議決ニ依ルモノハ此限ニアラズ」トシテゴザイマスルガ是レハ不同意  
デゴザイマス、元來法律ヲ拵ヘマスルトキニハ成ルベク間ニハ時間モ置イテ  
熟考ノ期ヲ與ヘ、サウシテ委員ニ審査ヲサセテ鄭重ニシテ行カナケレバナラ  
ヌ、唯何カ緊急ヲ要スルトキニハ、政府ガ要求シタトキニハ一ノ變例ヲ設ケ  
ラレルトゴザイマスケレドモ此變例ハ成ルベク狭イコトニシテ置ク趣意デゴ  
ザイマス、ドウモ議論ト申スノモ一時ノ情勢ニ激セラレマスト隨分名論卓說  
モ其時ニハ立タズシテ多數ノ勢デ、法理ノ精密曲折ナル所ナゾニハ十分攷究  
シ到ラズシテ輕々議決スルト云フ様ナコトハ是レハ免レ難イモノデゴザイマ  
スルカラ、夫レ故成ルベク變例ハ少クセヌケレバナラヌ趣意デゴザイマス、  
然ルニ此議院ノ決議デ、委員ニモ付託セズシテ法律ヲ議定スルト云フコトニ  
ナリマスルト或ハ議案ヲ提出スル即時即日讀會モ何モ省イテ直ニヤツテ仕舞

フ片付ケテ仕舞フト云フ様ナコトハ隨分危險ナコトデアリマスルカラ、夫レ  
故「政府ノ要求」ト申ス下ヘ「議院ノ議決」ト云フモノヲ加ヘテ議院限リデ委員  
ニモ付託セズ至ツテ迅速ニシテ行カウト云フ事柄ハ政府ハ之ニ不同意ヲ唱ヘ  
マスル、夫レカラ四十條ニ於キマシテ「政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタ  
ルトキハ豫算委員ハ其案ヲ請取りタル日ヨリ二十日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ  
報告スヘシ」トゴザイマスルガ、是レハ現行ノ豫算案ハ「其ノ院ニ於テ請取  
リタル」ト申スノヲ豫算委員ガ請取ツタノニ變ヘマスノデ、十五日ヲ二十日ニ  
變ヘマスノデゴザイマスケレドモ是レハ矢張リ政府ハ不同意ヲ表シマスル、  
如何トナレバ元來委員ト申スノハ議院中ノ内間ノモノニナリマシテ此豫算ハ  
議院ガ受取ツテヨリ數ヘルト云フノハ是レハ當リ前ノコトデゴザイマシテ、  
委員ガ議院ノ中ヨリ受取ルト云フノハ内裏ヲノコトニナリマスルガ、夫レハ  
免モ角モ委員ガ受取ツテサウシテ一十日ト云フ様ナコトニナリマスルト議院  
ノ都合ニ依ヅテ委員ニ渡スコトガ幾日立ツカモ圖ラレヌ、其上議スルニ日ヲ延  
ベテ二十日ト斯ウナリマス、唯今ノ法律デアリナガラモ衆議院ノ方デ免角豫  
算ト云フモノハ長引キマスカラ貴族院ガ豫算案ニ對シテ十分調ヲスルト云フ  
期間ノアツタコトハ數度ノ中デ甚ダ少ナイ、當年ガ始メテト申ス位、唯今マデ  
デスラサウ云フコトニナツテ居リマスルノヲ尙ホ改正シテ斯ウ云フコトニナ  
リマスルト豫算ト云フモノハ衆議院ノ持切リ見タ様ニナリマシテ貴族院ハ  
愈々之ヲ議スルト云フ時間ヲ少クセラレルト云フコトハ免レナイ、夫レ故ニ  
第一是レニハ不同意デゴザイマス、且又追々當年ノ如ク衆議院ノ方デモ慣レ  
テ參リマスレバ政府ノ方カラモ豫算ヲ編制スルノニモ一定ノ先例ガアル様ニ  
ナリマスルト從來ヨリハ衆議院デ豫算ヲ調ベマスルニモ經常費用杯ハ大ニ手  
ガ省カレル、サウシテ見レバ殊更ニ豫算案ノ審査ノ日數ヲ殖サヌナラヌト云  
フ必要モアリマスマイ、旁々是レモ改正スルコトハ不同意ト申ス譯デアリマ  
ス、夫レカラ四十九條ニ至リマシテ「國務大臣ノ答辯其要領ヲ得サルトキハ  
議員ハ二十名以上ノ賛成者ト共ニ其ノ出席ヲ要求スルコトヲ得」ト斯ウゴザ  
イマスル、是レモ不同意デゴザイマス、ト云フノハ國務大臣ハ申スマデモナイ  
重要ナ國務ヲ持ツテ居リマスルノデゴザイマスルカラ、議員ノ求ガアルカラト  
申シテサウ求メル度ニ出ルト云フコトハ出來マセヌ、又サウ申シテ見マスル  
ト改正スル側ノ人カラハ、サウ朝モ晚モ要求スルコトハシナイト言フカモ知  
レマセヌガ、ケレドモ朝モ晚モ要求セラレテモ法律ガ定メタ以上ハ致方ガナ  
イ、勿論國務大臣ハ議場ヘ出テ答辯スル權ハ持ツテ居リマスルカラ、イツデモ  
出モ致シマスルシ又書面デ答辯スルコトモ無論現行ノ法ノ通りアルノデゴザ  
イマス、ドチラデモ出來マスルガ必ず要求ヲセラレルコトニ極メテ置キマス  
ルト甚ダ國務ニ差支ヲ生ズルト云フコトモゴザイマスルカラ是レモ不同意デ

ゴザイマス、尙ホ其外ニ小サイ所ニ不同意モゴザイマスルケレドモ夫レハ何  
レ委員會モ御開ニナリマセウシ唯今一々申述ベル程ノコトモゴザイマスマイ  
ガ、大略本案ニ對シテ不同意ト申ス要點ハ唯今述ベマス様ナ次第デアリマス、  
○男爵伊達宗敦君 外ノ事ハ感服ハチトモシナイガ御説明ノコトダケハ  
荒増シ分リマシタガ四十九條ニ附イテ國務大臣ガ議員カラ要求ヲセラル、毎  
ニ出ルコトニナシテハ國務ヲ執ル上ニ差支ガ多イ、夫レデ斯ウ云フコトニナシ  
テハ困ルノデアルトスウ云フ様ニ述ベラレタ様ニアリマシタガ、國務ヲ執ル  
妨ニナルタメニ斯様ナ事ハ法律ニ設ケテ置イテハ差支ヘルト是レダケノ御考  
デアリマスカ、

○政府委員(松岡康毅君) サウデス、

○男爵伊達宗敦君 夫レダケデスカ、

○政府委員(松岡康毅君) サウデス、

○政府委員(松岡康毅君) 第一條ニ於テハ唯今政府ノ御異存ハアリマセヌカ、

○政府委員(松岡康毅君) 御答シマスガ此第一條ノ追加ハ不必要ト思ヒマ  
ス、此改正ハシナクテモ差支ノナイモノト思ヒマス、

○水之江浩君 是レハ全ク衆議院デハ但書ヲ加ヘマシタ其但書ハ臨時會ノ  
場合ヲ規定致スノデゴザイマスガ現行法デハ臨時會ハ矢張リ四十日前ニ召集  
シナケレバナラヌ様ニ思ハレマスガ憲法ニモアリマス様ニ臨時會ハ臨時緊急  
ノ場合ニ召集スルモノデアリマスガ其邊ハ差支アリマセヌカ、又ハ臨時會ハ  
四十日以前デナクテモ宜シト云フ御考デアリマスカ、

○政府委員(松岡康毅君) アトデ仰シヤリ通リデアリマス、臨時會ハ四十  
日ヲ必要トシナシ、憲法ノ四十一條ノ方ハ第一條ノ本文ニ關係シマスガ臨時  
會ハ四十二條ノ方デアリマシテ丸々臨時ノコトデアル、夫レ故是レハ無クト  
モ差支ナイト斯ウ云フ趣意デアリマス、

○水之江浩君 然ラバ四十二條ノ方ハ第一條ニハ一向係リマセヌト云フコ  
トデアリマスカ、

○政府委員(松岡康毅君) サウデゴザイマス、

○水之江浩君 モウ一度チヨット御尋シマスガ三十三條、三十三條ノ…  
改正案デハゴザイマセヌ私ガ御尋ヲシマスノハ現行法ノ事デアリマス、現行  
ノ法デハ停會ハ憲法第七條 天皇ノ大權ニ屬スルモノノ様ニアリマスガ、議  
院法デハ政府ニ權能ヲ與ヘマシタル様ニ解釋ヲ持チマシテゴザイマスガ憲法  
ノ方ガ紛ハシイカノ様ニ聞エマスガ…

○政府委員(松岡康毅君) 御尋ノ趣意ハ憲法デハ 天皇ハ云々トアルニ議  
院法デハ政府ハ停會ヲ命ズルコトヲ得ルトアルカラ抵觸ハシナイカト云フ御  
尋デアリマスカ、

○水之江浩君 御意デゴザイマス、

○政府委員(松岡康毅君) 政府ト申スノハ即チ 天皇陛下ノ政府デゴザイ  
マスカラ少モ抵觸ハ致シマセヌ、

○男爵伊達宗敦君 モウ一應、此衆議院ノ提出ニナシタ議院法ニ附イテハ  
其衆議院ノ案ニ附イテ其趣意ノアル所ヲ述ベルコトガ出來ナイノデ、先頃モ  
渡君カラ御尋ノ時ニ困ツタコトデアルトスガ、唯今御述ニナル様ニナルト大  
分政府委員ハ此事ニ附イテ詳シク衆議院デモ御尋ニナシタカト思ヒマスルガ  
如何デアリマスルカ、此中ニ衆議院カラ提出ニナシタコトニ趣意ガ  
少シ分リ兼ネルコトガアリマスガ、固ヨリ政府提出デナイカラ政府委員ノ資  
格ヲ以テ政府案ノ通リニ御答ハ出來マスマイガ、若シ衆議院案ニ附イテ御分  
リニナシテ居ルコトガアレバ御尋シタイモノト思ヒマスルガ御答ニナルコト  
ハ出來マセヌカ、

○政府委員(松岡康毅君) 其御請合ハ出來マセヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移  
リマス、

○子爵堤功長君 委員ハ九名トシ議長ニ於テ選定アラムコトヲ希望致シマ  
ス、

○男爵小松行正君 贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 委員ノ選定ヲ議長ニ託スルト云フ堤子爵ノ動  
議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ震災地方租稅特別  
處分法案、衆議院提出、第一讀會ヲ開キマス、提出文ノミヲ朗讀致サセマス、

起立者 多數

○震災地方租稅特別處分法案 (左) 法案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス  
貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿 明治二十八年三月十四日 衆議院議長 楠本正隆  
震災地方租稅特別處分法案  
第一條 本法ハ山形縣ニ限リ明治二十七年十月二十二日ノ震災ニ因リテ生  
シタル損害ニ適用ス

第二條 水源涸渇水路破滅等ノ爲地目ヲ變換シ地價ヲ修正シタル土地ハ明

治二十七年分ヨリ修正地價ニ依リ徵收ス

第三條 荒地ニ至ラサルモ土地ニ變動ヲ生シタル爲又ハ其ノ餘害ヲ受ケタル爲收利ノ減損甚シキ土地ハ其ノ實況ニ依リ明治二十七年ヨリ十箇年以内七割以下ノ低價年期ヲ附與スルコトヲ得

第四條 過半ノ家屋燒失若ハ壞倒シ營業ノ景狀容易ニ回復シ難キ市街若ハ市街ニ埠ス可キ部落ハ其ノ實況ニ依リ明治二十七年ヨリ七箇年以内七割以下ノ低價年期ヲ附與スルコトヲ得

第五條 第三條第四條ノ低價年期明ニ至リ原地價ニ復シ難キモノハ其ノ地ノ現況ニ依リ地價ヲ修正スルコトヲ得

第六條 居住家屋ノ燒失又ハ其ノ他ノ損害ヲ受ケタルモノハ被害ノ景況ニ依リ明治二十七年分地租未納金ハ明治二十八年ヨリ三箇年以内延納ヲ許スコトヲ得

第七條 但シ延納ニ係ル地租ハ三箇年以内年賦ヲ以テ納ムルコトヲ得

第八條 酱油菓子賣藥菓度量衡ノ營業者ニシテ營業用ノ建物燒失壞倒若ハ其ノ實況ニ依リ震災前検査済ニ係ル未納造石稅ヲ減免スルコトヲ得

第九條 酱油營業稅菓子營業稅賣藥營業稅烟草營業稅ハ明治二十八年前半年ハ大破シタルモノハ其ノ實況ニ依リ左ニ掲タル稅金ニ限り減免スルコトヲ得

第十條 本法ノ施行ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第十一條 本法ニ依リ處分ヲ受ケムトスル者ハ明治二十八年七月三十一日迄ニ申出ヘシ若此ノ期限内ニ申出サル者ハ本法ノ處分ヲ受クルコトヲ得ス

○子爵曾我祐準君 政府委員ハ出テ居リマスカ……少シ御尋致シタウゴザイマスガ美濃、尾張、震災ノ時分ニ是レト殆ド同様ナ様ナ法案ガ政府カラ提出サレタカノ様ニ覺エテ居リマスガ今度ハ政府デ……政府提出ナクテ衆議院提出ニナッテ居リマスガ、美濃尾張ノ時、此時ノ議案ハ政府自ラ提出シタニモ拘ラズ今度提出サレヌデアツタコ考ヘテ見マスレバ必要デナイト政府ハ認メタカノ様ニモ思ハレマスガ如何ナモノデアリマスカ、事柄ハ甚ダ似タ事柄デアルト思ヒマス、美濃、尾張モ今度ノ山形地方モ事柄ハ甚ダ似タ様ニ思ヒマスニ依シテチヨット疑ガ起リマシタ、

○政府委員目賀田種太郎君演壇ニ登ル  
○政府委員（目賀田種太郎君） 曾我子爵ニ御答致シマス、山形縣ノ震災ニ附キマシテ是レマデ政府ガ取調ベマシタ事實ニ於キマシテハ局面ガ狹ウゴザイマス、多クハ現法ヲ以テ處分シ得ラレル積リデゴザイマシタカラシテ、更ニ追ツテ現行ノ法律ノ處分ノ出來ナイ事實ノ多キヲ認メタトキニ法律ヲ提出致シマスル了簡デ居リマシタ、

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リマス、

○柴原和君 本案ノ審査ハ議長ニ依託シマシテ九名ニ致シタイ、

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 委員ノ選舉ヲ議長ニ託スルノデゴザイマスカ、

○柴原和君 左様アス、

○男爵小松行正君 賛成、

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 委員選舉ヲ議長ニ託スルト云フ柴原君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 過半數デゴザイマス、次ニ裁判所管轄區域變更法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

（伯爵萬里小路通房君演壇ニ登ル）

○伯爵萬里小路通房君 本案ニ附キマシテ委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、一昨十六日委員會ヲ開キマシテ政府委員ノ出席ヲ請ヒ本案ヲ攷究致シマシタ所、即チ松山地方裁判所ヲ廣島控訴院ノ管轄ニ、廣島控訴院管轄内ノ鳥取地方裁判所ヲ大阪控訴院ノ管轄ニ變更スルコトヲ以テアリマス、之ニ附キマシテハ少シモ差支ノアル所ヲ見出シマセヌ、既ニ同シ趣意ヲ以チマシテ第六議會ニハ政府ヨリモ此案ハ提出ニナリマシタ位デ、其當時衆議院ハ此案ヲ議シマシタガ解散ニナリマシタカラ遂ニ消滅ノ姿ニナッテ仕舞ッタ、又此案ニ附キマシテハ雙方トモ地方ヨリハ前々カラスクナラムコトヲ政府ヘ上申ノ事モアルサウデゴザイマス、固ヨリサウ云フ譯デアリマスルカラ雙方ニ苦情ハ少シモゴザイマセシ、又雙方ノ便利ニナッテ少シモ不都合アルコトハ見出シマヌ、又此案ニ附イテノ理由ハ極簡單ナコトデゴザイマシテ深イコトハアリマセヌ、唯其松山地方裁判所ヨリ大阪控訴院マデト廣島控訴院マデトノ遠近ヲ較ベテ見マシテモ大阪ハ廣島ヨリ遠イコト海路百四十餘里モアリマシテ甚ダ總テノ事ニ不便ヲ感ジマス、又鳥取地方裁判所ヨリ廣島控訴院マデト大阪控訴院マデノ距離ヲ較ベマスルト廣島ハ大阪ヨリ遠イコトハ三十里バカリモ

遠イサウデゴザイマシテ、當今ハ汽車其他ノ便利ハアリマスルケレドモ總テ  
何カニ誠ニ不便ナコトガ少カラヌ様デアリマス、旁々以チマシテ雙方地方人民  
モ頻ニ變更アラムコトヲ望ンデ居リマシテ外ニ何モ故障アルコトハ見出シマ  
セス、是レダケノ理由デゴザイマス、夫レデ委員會ハ一人ノ異議者モナク全會  
一致ヲ以テ可決致シマシタ、ドウゾ可決セムコトヲ望ミマス、夫レダケデゴ  
ザイマス、

○男爵西五辻文仲君　此議案ハ至極簡單ナモノデゴザイマスカラ讀會ヲ省  
略シテ直ニ議決ニナラムコトヲ望ミマス、

○調所廣文君　贊成、

○小原重哉君　贊成、

○南鄉茂光君　贊成、

○澤簡德君　贊成、

○子爵小笠原壽長君　贊成、

○子爵舟橋遂賢君　贊成、

○山田卓介君　贊成、

○子爵伏原宣足君　贊成、

○伯爵中川久成君　贊成、

○伯爵大原重朝君　贊成、

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　西五辻男爵ヨリ讀會省略ノ要求ガゴザイマ  
ス、定規ノ贊成ガゴザイマス、讀會省略ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
起立者　多數

〔贊成ト呼ブ者アリ〕

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　西五辻男爵ヨリ讀會省略ノ要求ガゴザイマ  
ス、定規ノ贊成ガゴザイマス、讀會省略ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
起立者　三分二以上ト認メマス、讀會省略ニナ  
リマシタ、

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經ザルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス〕

明治二十三年法律第六十二號裁判所位置及管轄區域表中大阪控訴院管轄伊  
豫國ヲ廣島控訴院ノ管轄ニ變更シ又廣島控訴院管轄因幡伯耆ノ國ヲ大阪控  
訴院ノ管轄ニ變更ス

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、  
起立者　多數

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　過半數デゴザイマス、本案ハ可決セラレマシ  
タ、次ニ明治二十三年法律第四十六號水利組合條例中改正追加法律案、衆議院  
提出、第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長報告、

〔子爵鍋島直彬君演壇ニ登ル〕

○子爵鍋島直彬君　本案委員會ノ經過並ニ其審查結了ノ要領ヲ報告致シマ  
ス、委員會ハ第一回ハ委員長ノ選舉ニ止メマシテ、第二回第三回兩度委員會  
ヲ開イテ審查ヲ致シマシテゴザイマス、此水利組合法案ハ御承知ノ通リ明治  
二十三年ノ六月公布セラレマシタル法律デゴザイマシテ、爾後年ヲ經テ水  
組合ノ事業ノ發達スルト共ニ又從ツテ其利益弊害モ之ニ伴ウテ生ジマスルコ  
トハ免レマセヌコトデゴザイマス、此追加改正案ハ政府ニ於テモ全ク同意ヲ  
表シ贊成ヲ致スト云フコトデアリマシテ、政府委員ヨリモ既ニ此案ノ一讀會  
ノ初ニ於テ其事モ議場ニ於テ述ベラレマシタ、夫レデ委員會ニ於テハ政府ノ  
此案ニ同意ヲ表セラレ贊成致サレルト云フ所以、又現行法ノ儘デハ不十分デ  
アリ實際差支ヘルト云フ點ハ如何ナル點ニ在ルカト云フコト等ヲ段々細カナ  
質問モゴザイマシタ、尙ホ委員中ニハ最モ此地方ノ實際ノ經驗アル此水利組  
合等ノ事ニ就イテ考案モアル諸君モゴザイマシタ、實際ノ利害得失上、又曩  
キニ述べマシタル通り水利組合ノ追々發達スルト共ニ實際差支ヘル、現行法  
デハ差支ヘル點ノ有無竝ニ此案ノ改正案ノ每條ニ就イテ細ニ審議討論ヲ致シ  
マシテ、一二此改正案ニ向ツテ異論モゴザイマシタケレドモ、詰リ此改正案  
ハ現行法ノ明ナラザルヲ明ニシ具ハラザルヲ補ヒ、實際上差支ヘル點ニ向ツ  
テ追加改正ヲ致シタルモノデアラバ、其字句等ノ間ニモ一一ノ穩ナラヌト云フ  
所ノ說モ出マシテゴザイマスガ、要スルニ此追加改正案ノ如クナリマシタ方  
ガ總テ明瞭ニナリ、又順序モ能ク整頓シ、實際上モ差支ガナイ様ニナルト云  
フコトヲ認メテ、委員會ニ於テハ多數ヲ以テ一字ノ修正ヲモ加ヘズシテ可決  
シマシタル次第デゴザイマス、此回付ニナリマシタル案ニ皆總テ此對照スベ  
キ現行法ノ箇條並ニ參考ニナル町村制市制等ノ條モ附屬シテ居リマスカラ、  
諸君ハ御對照ニナレバ能ク此追加改正案ノ是レダケ變ツテ居ルト云フコトハ  
私ガ一々細ニ申上ゲンデモ御分リニナラテ居ルコトト存ジマスル、併シ可決ヲ  
致シマシタル二三ノ重ナル要點ヲ短簡ニ述べルコトニ致シマス、尤モ此度ノ  
此追加改正ハ第二十條即チ始ノ條ガ重ナル點ニナル様ニ思ハレマス、此二十  
條ハ即チ現行法デハ組合會議員ノ數、資格ヲ組合規約デ定メルト云フコトヲ  
現行法デ許シテアリマスガ、現行法ニハ組合會議員ノ選舉人ノ資格ヲ定ムル  
ト云フコトハ組合規則ニ許シテナインデゴザイマス、是レガ最モ重ナル點デ  
アラタ其改正ニナッタ次第ハ普通水利組合員杯ニ致シテ見マスルト、即チ現行

ノ第七條ニ「普通水利組合ハ組合事業ノタメニ利益ヲ得ル土地ヲ以テ區域トシ其土地所有者ヲ以テ組合員トス」ト云フコトガゴザイマス、夫レデ現行法ニ致スト言葉ヲ極端ニ立テマスルト尺寸ノ土地デモ有シテ居リサヘスレバ皆組合會員ノ選舉人タルコトガ出來ルトスウ云フコトニナツテ居リマシテ、各地ノ狀況ニ依ッテ選舉人ノ資格ヲ組合規約デ定ムルコトハ出來マセヌノデゴザイマス、然ルニ實際上ニ於テハ水利組合ノ事業ノ益々發達スルト共ニ唯組合員タルノ資格ニ止マラズ其上ニ尙ホ選舉人タルノ資格要件ヲ附セネバナラヌト云フ實際上ノ狀況モアル趣デゴザイマス、是レ等ハ矢張リ議員ノ資格ヲ組合規約デ定ムルト同様ニ矢張リ選舉人ノ資格ヲモ又其土地ノ狀況ニ依ッテ組合規約ニ定ムルコトヲ法律テ許シテ置カヌケレバ實際上不都合ノ點ガ多イト云フノデ纏マリマシタ次第デアリマス、夫レデ之ニ向ツテ委員中ニ一ノ異論ガゴザイマシタ、其事ヲ述ベマスルコトニ致シマス、其異論ハ現行法ノ第七條ニ土地所有者ヲ以テ組合員トスト云フ明文ガアル、土地所有者ガ組合員デアレバ其組合員ニ於テ或ハ選舉人トナリ得ラレル選舉人トナリ得ラレスト云フ權利ノ有無ガ生ズルト云フコトハ甚ダ此第七條ノ法律ノ精神ト矛盾抵觸スルモノデアル、組合員ハ即チ同一ノ權利アツテ選舉人トナルベキガ至當デアルト云フ論ガ出マシテ、此選舉人ト云フコトヲ二十條ニ現行法ニナイモノヲ加ヘタノハ法律ノ精神上穩ナラヌト云フ斯ウ云フ異論デゴザイマス、尙ホ其論ニ就イテ種々研究致シマシテ見マシタルニ成ル程唯今ノ御説モ一應道理ノアル說ノ様ニゴザイマス、併シ此現行法ノ第七條ノ組合ノ設置及廢止ト云フ即チ第二章デゴザイマス、是レハマダ組合ノ會議ト云フモノノ生ジナイ出來ナイ前ノ事デゴザイマス、事業ノダメニ利益ヲ受クル土地ヲ以テ區域トシテ普通水利ノ組合ト云フモノガ、組合員ト云フモノダケガ成立シタ場合デアル、夫レデ即チ現行法ノ第三章水利組合ノ會議ト云フ所ニ至ツテ始メテ委員トカ被選舉人トカ云フ者ガ茲デ始メテ現レルノデアリマス、即チ第二十條ハ第三章ノ水利組合ノ會議ト云フ中ノ一條デゴザイマス、夫レデ此水利組合ノ會議ト云フモノガ出來ルトキニ至ツテ即チ選舉人ト云フモノノ資格、被選舉人トカ被選舉人トカ云フ者ガ始メテ定マルコトニナリマスカラ、唯組合員ト申スタケノ場合トハ決シテ此水利組合ノ會議ヲ組織スル所ニ至ツテ其資格ノ生ジテ來ルト云フコトハ抵觸スルコトハナイト云フコトニ委員ノ多數ハ認メテ、即チ此選舉人ニモ土地ノ狀況ニ依ッテ適當ノ資格要件ヲ組合規約デ定メ申ルノハ宜シト云フコトニ議決致シマシタノデゴザイマス、夫レカラ此二十一條ニ「組合會議員ノ選舉ニ關シテハ市町村會議員選舉罰則ヲ適用ス」ト新ニ加ハリマスコトニナツテ居リマス、是レモ是レマデハ無カツタノデゴザイマスケレドモ、追々事業ノ進ムト共ニ選舉ニ關シテハ競争其他ノタメニ何トカ

取締ガゴザイマセヌト云フト實際上ニ頗ル差支ガアルト云フノデ、是レモ餘儀ナクスウ云フコトニナラヌケレバナラヌト云フ次第デゴザイマス、夫レカラ此第二十三條、是レハ別ニ現行法ト大ニニ變フタト云フ點モゴザイマセヌガ、此變ツテ居マス所ノ中ニ重ナル點ヲ申シマスルト云フト現行法デハ「其組合ノ區域、郡市又數郡ニ涉ル場合ニ於テ組合會ノ議決ニ不服アル者及郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ云々トゴザイマス、是レガスウナリマスト云フト現行法ノ儘デ置キマスルト云フト此組合ノ區域ガ單ニ市内ニ止ツテ市長ガ管理者トナツテ居ル場合又郡内ニ止ツテ郡長ガ管理者トナツテ居ル様ナ場合ニモ尙ホ郡ノ參事會ニ訴願スル手續ニナリマスルノデゴザイマス、夫レデ是レハ矢張リ改正案ハ夫レヲ避ケテ「次項ノ場合ヲ除クノ外」トシテ其次項ニ向ツテ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合」ト云フ文字ヲ增加致シテアリマス、是レモ訴願ノ順序上如何ニモ斯ノ如クナリマシタ方ガ妥當デアラウト思ヒマス、其他ハ二十條デ選舉人ヲ組合規約デ定ムルト云フコトニ改正スルコトニナツテ居リマスノデ、選舉權被選舉權ノ效力ニ關スルト云フ様ナコトニ此條ガナツテ居リマス、是レハ二十條ノ結果デ其他ハ此條中ニ大分變ツテ居リマス様ニ現行法ニ比較スルト見エマスルガ詰リ足ラザルヲ補ヒ明ナラズルヲ明ニシテ明瞭ニナツタト云フ位ノコトナノデ、夫レカラ此四十六條、是レハ少シ精神ガ變ツテ居リマス、現行法デハ管理者ノ處分ニ附イテ即チ現行法ノ四十六條、「此法律中別段ノ規定アルモノ、外管理者ノ處分ニ不服アル者」別段ノ規定ノナイモノハ何事モ管理者ノ處分ニ不服アルトキハ總テ訴願シテ宜シトイ云フ途ヲ開イテアリマス、此改正案デハ「監督官廳ノ處分ニ不服アル」トスウ變ツテ居リマスル、是レモ管理者ノ處分ニ不服ナコトハ何事モ訴願スルト云フコトニナリマスレバ行政理事者ノ仕事ト云フモノハ夫レガタメニニ鈍クナツテ伸ビヌト云フコトニナリマス、サウシテ始終何ニ付ケテモ訴願ガ起シテ事業ガ舉ラナイト云フコトニ或ハ至ルカモ知レナイ、夫レデ此管理者ノ處分ニ對シテノ訴願ハ改正案デハ即チ此二十三條ノ二項竝ニ第四十七條ノ様ナ明文ノアル場合ノミニ止メテアルノデ、夫レデ「監督官廳ノ處分ニ不服アル者」ト云フコトニ變リマシタノモ是レモ町村制等ニ倣ウテ斯ノ如ク改正申シタモノト思ハレルノデ、是レモ此通りニナツテ宜シトイ云フコトニ委員會デハ決シマシタ、夫レカラ重ナル事柄ノミヲ申上ゲマス次第ガ此所ニ參アル者」ト云フコトニ變リマシタノモ是レモ町村制等ニ倣ウテ斯ノ如ク改正シマシタガ其事ヲツク申シマス、此四十六條ノ中ニ「行政訴訟ハ處分書若ハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ二十一日以内ニ提出スヘシ」トゴザイマス、是レハ總テ近來ノ法文ニハ此訴訟ヲ提起スルト云フコトヲ申シテ居マスノデゴザイマス、併シ既ニ此法案中ニハ訴願及訴訟ヲ提

出スルトカ云フコトモ、ゴザイマス、町村制杯ノ現行法ニモ矢張リ「訴訟ヲ提出スル」ト云フ様ナ文字モ現レテ居リマスノテ、強テ之ヲ是非修正致サネバナラスト云フコトモアルマイト云フコトデ其儘ニシテ置キマシタノデゴザイマス、夫レカラ今一ツ重ナル點ヲ述ベマスルト云フト此五十四條ノ中ニ二ツノ不都合ヲ生ズルコトガ現行法デハアル様ニ見エマス、夫レハ那ノ點ニ在ルカト申スト現行法第五十四條ニ「水利組合管理者及其事務ニ服從スル者ニ對シ懲戒處分ヲ要スルトキハ町村制第百二十八條ヲ適用ス」ト云フコトガゴザイマス、是レガ管理者及其事務ニ服從スル者ニ對シテト申スト、管理者ハ即チ云フコトニナリマスト、ツノ不都合ヲ生ズルト云フコトニナリマス、夫レハ町村長デモ市長デモ郡長デモ皆這入ルノデアリマシテ、之ヲ現行法ノ様ニ町村制ノ第百二十八條バカリヲ適用シテ懲戒處分ヲ致シテ之ヲ審問裁決スルト云フコトニナリマスト、ツノ不都合ヲ生ズルト云フコトニナリマス、夫レハ町村制ノ第百二十八條ノ四ト申ス所ニ「懲戒裁判ハ郡長其審問ヲ爲シ郡參事會之ヲ裁決ス」夫レデ第一府縣知事ガ第一次ノ監督官廳タル場合即チ郡長市長ノ管理者タル場合ニ向ツテ町村制ノ第百二十八條ノミ適用致シマスルト唯今申述ベマスル通りニ郡長ガ審問シテ郡參事會ガ裁決ヲシナケレバナラヌト云フコトニナリマスノデゴザイマス、此改正案ニハ一ツニ分チマシテ「組合ノ區域都市若ハ數郡ニ涉リ又ハ市内ニ止ル場合及郡内ニ止ルモ郡長管理者タル場合ニ於テ前項ノ處分ヲ要スルトキハ市制第百二十四條ノ例ニ依ル」ト云フコトニナッテ居リマシテ、市制第百二十四條ト申シマスルト即チ「懲戒裁判ハ府縣知事其審問ヲ爲シ府縣參事會之ヲ裁決ス」ト云フコトニナッテ居リマス、斯ウナリマスルト唯今述ベマシタ如キ不都合ヲ生ジマセヌノデアリマス、夫レカラモウ一ツ五十四條ノ不都合ト申スノハ五十四條ノ後半……半バノ後ノ方ノ所、現行法ニ「其職務ヲ盡サス又ハ權限ヲ超ヘタル爲組合ニ賠償スヘキコトアルトキハ町村制第百二十九條ヲ適用ス」トゴザイマス、夫レデ町村制ノ第百二十九條トスルモ此參照書ニ這入ツテ居リマスト思ヒマスガ、是レハ即チ賠償ノ訴ハ郡參事會ガ裁決ヲ爲シ夫レカラ遂ニ行政裁判所ヲ終審トスルト云フコトニナッテ居リマス、然ルニ行政裁判法ノ第十六條ニ「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」ト云フ明文が出テ居リマス、夫レニモ拘ラズ是非此取除ケノ法ヲ設ケテ是レニ限ツテハ此賠償ノ訴ヲ行政裁判所ニナサシメルト云フコトニナリマシテハ穩當ナリマセズ、夫レダケノ特例ヲ設ケルノ必要ハナイト存ジマス、又斯ノ如ク賠償ノ訴杯ヲ行政機關タル郡參事會トカ縣參事會デ裁決致スト云フコトハ到底穩ナリマセヌコトデゴザイマスカラ是レ等モ此改正案デハ省イテアリマス、省イタ方ガ宜イト委員會ニ於テモ認メシタ、夫レデ細ニ此現行法ト對照致シマスルト餘程變ツテ居リマスル様ニチヨット見エマスルガ、詰リ要スルニ此追加改正案ハ現行法ノ足ラザルヲ補

ヒ又差支アル箇條ハ省キ訴願ノ順序等ヲ總テ此改正案ノ二十三條ノ例ニ倣テ悉ク順序ヲ明ニシ其間差支ノナイ様ニ致シタト云フニ止マルノデゴザイマシテ別ニ甚シク改正ハゴザイマセヌ、併シ曩ニモ述べマスル通り此水利組合ノ事業ノ進歩致シ發達致スト共ニ自ラ法律ノ不完全ナルコトハ已ムヲ得ヌ次第アリマセウト存ジマスルノデゴザイマス、而シテ此改正タルヤ總テ此府縣制トカ或ハ市制、町村制、府縣會議員ノ選舉規則杯ト云フ様ナモノニ依リマシテ夫レ等ニ準シテ法案ガ成立シテ居リマシテ、或ハ現行ノ後ノ條ニ在ルモノヲ前ノ條ニ引上ゲルトカ何トカ云フ様ナ次第デゴザイマシテ、細ニ每條ニ就イテ夫レ等ノコトヲ申上ゲル必要モナイコトト存ジマス、委員會ニ於テ可決致シマシタル所ノ大要ハ右ノ次第デゴザイマシテ、現行法ヨリハ此追加改正案ノ方ガ宜シイ、又此通りニナケレバ差支モアルト認メマシテ此改正案ヲ可決致シマシタ次第デゴザイマス、私ノ述ベマシタ所ガ不十分デ御疑ノ廉モゴザイマスルナラバ私ガ委員會ノ審査ノ次第ヲ記憶致シテ居マスダケハ御答ヲ致シマス、又私ノ答テ盡シマセヌ所ハ委員諸君ヨリモ御答モアラウト存ジマス、可決致シマシタル所ノ要領ハ斯ノ如キモノデゴザイマス  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 一應休憩ヲ致シマス、

午後零時二十分休憩

午後一時十八分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 今朝可決ニナリマシタル政府提出、陸海軍刑法ノ適用ニ關スル法律案、衆議院提出、裁判所管轄區域變更法律案ハ直ニ内閣總理大臣ヲ經由シテ裁可ヲ奉請シ及可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知致シマシテゴザイマス、今朝御委託ニナリマシタ特別委員ヲ選定致シマシタニ依ツテ書記官長ヲシテ朗讀致サセマス、

(中根書記官長期讀)

議院法中改正法律案特別委員

子爵曾我祐準君	子爵岡部長職君
子爵京極高典君	子爵新莊直陳君
男爵西五辻文伸君	金子堅太郎君
平山成信君	山脇玄君
侯爵松平康莊君	子爵平松時厚君
子爵仙石政固君	子爵安場和君

震災地方租稅特別處分法案特別委員

岩 村 高 俊 君 柴 原 和 君  
千 阪 高 雅 君 平 田 東 助 君

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 午前ノ會議ヲ繼續致シマス、  
○水之江浩君 議長、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 水之江君ハ御發議ナンデゴザイマスカ、

○水之江浩君 私ハ委員長ニ質問ヲ致シタウゴザイマス、午前ニ土地所有者ヲ以テ組合員トス併ナガラ第二章ニ――(聽取レス)組合會成立シタトキハ

デゴザイマスカドウデゴザイマスカ、チヨット念ノタメニ御答ヲ願ヒタイ、  
○子爵鍋島直彬君 唯今水之江君カラ本員ノ述ベマシタ次第ガ明瞭ニゴザ

イマセナシダカ質問ガゴザイマシタガ、本員ノ申シマシタノハ組合規約デ選舉人ノ制限ヲ定メルコトハ現行法ノ第七條デ組合員ハ斯ノ如キモノデアルト

云フ資格ヲ定メテアル以上ハ其結果ニ付テ選舉人ノ資格ノ制限ヲ組合規約デ定メルコトハ法律ノ精神上抵觸スルト云フノ異論ガアリマシタ云フコトノ委員會ノ有様ヲ述ベルト共ニ其異論ハ現行法ノ七條ハ水利組合ト云フモノハドンナモノデアルト云フ即チ組合員ハ斯ノ如キ者ダト云フコトヲ定メテアルノデアツテ第三章ニ至ツテ會議ト云フコトヲ委員會ノ多數デ決シマシタ云フコトヲ報告致

シマシタ譯デアリマス、是レデモ御分リニナリマセヌカ知リマセヌ、是レデ御分リニナリマセヌケレバ他ノ委員カラ御答ニナルデアリマセウ、

○水之江浩君 尚ホ御尋致シマス、此二十三條デゴザイマス、此二十三條ニ一選舉ノ規定ニ違背スルコトアルトキハ其事ノ輕微ニシテ選舉ノ結果ニ異動ヲ生セス若ハ其事ノ更正シ得ヘキ場合ヲ除クノ外其選舉ヲ無效トス』トアリマス、然ルニ選舉規程ニハ違背シテ、背クコトハ背イタ、併ナガラ選舉ノ結果ニ異動ヲ生ジナケレバ宜イト云フ趣ノ様ニ承リマシタガ、假令聊ノ事タ

リトモ選舉ノ規程ニ背イタ時分ニ、背イタノデハナイガ、背イタ時分ニハ異動ヲ生ジハセヌカト思ヒマスガ、併ナガラサウ云フ場合モアリマセウガ、若シサウ云フ輕微ニ違反スルコト云フ様ナ場合ハドウ云フ場合ノコトデアリマセウ

カ、又此輕微ト云フコトガチャント分リマセヌトキニハ其所ニ困難ナ事ガ出来ハシマイカト疑ヲ生ジテ居リマス、夫レカラ此五十一條ノ「水利組合關係者若ハ總代人總會議ニ出席セサル爲總會議ヲ開クコト能ハサル」然ミト云フコトガアリマス、此水利組合關係者ト云フモノハ何ヲ指スノデゴザイマスカ、此第四

○子爵鍋島直彬君 二十三條ノ質問ハ能ク聽取レマセヌデアリマシタガ、選舉ノ規程ニ違反スルト云フコトハドウ云フコトアルカト云フコトデ、夫レハ其先キノ方ノ選舉ニ就イテノ方法ハ種々ナ事ガゴザイマシテ、サウ云フコトヲ一々舉ゲルニ違ナイ選舉ニ就イテノ規程ト云フモノハ澤山デ、夫レハ規約デ定メルコトデ、即チ丁度府縣會議員選舉規則ノ第五十八條ハ丁度此通リナ同ジ様ナ簡條デ出テ居リマス、是レハ何モ新三斯ウ云フコトガ勿論此選舉ノ規定ト云フコトヲ一々舉ゲテ申スト云フコトハ選舉ニハ色々ノ方法ガ既ニ其通リニ府縣會議員選舉規則ノ第五十八條ニ斯様ナ條ガ出テ居リマス、選舉ノ規定ト云フコトヲ一々舉ゲテ申スト云フコトハ選舉ニハ色々ノ方法ガアルノデゴザイマシテ、是レハ何レノ町村會議員ノ選舉ニモ總テノ議員ノ選舉ニ規定ノナイト云フコトハゴザイマセヌノデ、細ニ申スニハ及バコトト思ヒマス、夫レデ御満足ニナルヤラ、夫レカラ五十一條ノ關係者ト云フモノハドンナモノデアルカト云フ御尋ノ様ニ思ヒマシタガ、是レハ既ニ關係者ト云フモノハ水利組合ノ普通水利組合竝ニ水害豫防組合ノ如キモノノ其利害ニ關係スル所ノ或ハ土地ヲ所有ストカ或ハ土地家屋ヲ有スルト云フガ如キ人ヲ申シマスノデゴザイマス、夫レデ宜シウゴザイマスカ、

○水之江浩君 ドウモ私ニハ意味ガ取レマセヌ、其今ノ關係者夫レハ何條ト何條ニ在リマスルト云フコトヲ伺ヒタイ、五十一條ノ關係者ト云フモノハ、是レハ前ヲ承ケタ言葉デ、前ノ何條ト何條ヲ承ケタモノデアルト云フ様ニ御説明ヲ願ヒマス、

○子爵鍋島直彬君 何條ト何條ヲ承ケルト云フコトニナリマスト、此水利組合法盡ク此「關係者」ト云フコトニ關係シテ居リマス、水利組合ノ現行法ヲ全ク御覽ニナレバ關係者ト云フモノノ現レテ居ル所モアレバ現レヌ所モアル、即チ水利組合ト云フモノハ即チ水利ノ其利害ニ關係ノアル土地ヲ有シ或ハ土地家屋ヲ有スル如キ人ハ皆關係者デアルノデゴザイマスカラ、何條何條ヲ承ケルト云フコトハドウ云フ意味ノモノデアルカ、チヨット御答ヲ致シ兼ネマス、

○馬屋原彰君 此案ニ附イテ意見ヲ述ベタウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜シウゴザイマス、

(馬屋原彰君演壇ニ登ル)

○馬屋原彰君 本員ハ此改正法案ニ附キマシテハドウカ否決ニナリタイト云フノ意見ヲ持ツテ居リマスル、其理由ハ此案ニ於キマシテ尙ホ篤ト考查ヲ盡シタ上デナケラネバ容易ニ同意ガ出來ナイ箇條ガ澤山アリマスデゴザイマス、今其一二ヲ舉ゲテ申シマスレバ此法案ノ第四十六條デゴザイマス、此第四

十六條ノ改正ハ本案中ノ最モ骨子トモ言フベキモノデアリマシテ、其改正ノ仕方ハドウカト申シマスレバ御承知ノ通り現行法ヲ見マスルト云フト管理者處分ニ附キマシテハ廣ク訴願ガ許シテアリマス、所デ此度ノ此改正案ヲ見マスルニ此管理者ノ處分ニ對スル所ノ訴願ト云フモノヲ悉ク廢メテ其代リニ監督官廳ノ處分ニ對シテノミ訴願ヲ許スコトニ改正ニナツテ居リマスルデゴザリマス、是レハ餘程事實ノ上ニ於キマシテモ前後ノ變リガアリマシテ此事ハ重要ノ問題デアラウト本員ハ考ヘマスルデゴザリマス、抑々此水利組合ト申シマスルモノハ殆下自治的組織ノモノデアリマシテ、其管理者ノ權限ノ如キモ收入金財產ノ管理會計出納ノ事マデニ涉シテ居リマシテ頗ル範圍ノ廣イモノデアリマス、ソコデ其管理者ノ處分ニ對シテハ現行法ノ如ク廣ク訴願ヲ許スト云フコトハ極メテ緊要ノ事ト考ヘマスル、且ツ此水利組合事業ノ上ニ附キマシテモ監督官廳が常ニ十分ナル監督ヲ爲スニハ此訴願ト云フ道ガアッテコソ始メテ其目的ガ達シ得ラル、モノト考ヘマスル、然ルニ之ヲ悉ク廢シテ仕舞フト云フハ管理者其者ニ附イテハ都合ノ好イ改正デアルガ、監督官廳ノ監督上ニ附イテハ現行法ヨリハ甚ダ其必要ナル機關ヲ廢メテ仕舞ウタノデアッテ、詰リ監督ノ上ニ附イテハ甚ダ不都合ナル結果ヲ起サウカト本員ハ考ヘマスルノデゴザイマス、夫レカラ第四十七條ノ所デゴザリマス、此第四十七條ノ改正ニ於キマシテハ組合費賦課ノ錯誤ニ關スル異議ニ附キマシテ訴願ノミガ許シテ行政訴訟ガ許シテナイ、是レ又甚ダ不當ナ改正デアラウト考ヘマス、現今他ノ諸ノ法律ニ於キマシテ租稅及手數料ノ賦課ニ關スル爭論ト云フモノハ悉ク行政訴訟ガ許シテアル、夫レニモ拘ラズ唯此組合費賦課ノ事ニ附イテ單リ訴訟ヲ許サヌト云フコトハ抑々何ノ理由ニ依ルモノデアリマセウカ、本員ハ其理由ノアル所ヲ解釋ニ苦シミマスルデゴザリマス、町村制ノ第一百五條迄ニ於キマシテモ丁度町村稅ノ賦課ノ事ニ附キマシテ段々下カラ訴願ヲ經テ上ツテ結局行政裁判所ニ訴ヘテ出ルト云フ明文ガアル如ク、其外ノ法律ノ上ニ於テモ租稅ニ關スル事ノ争ハ其終局ハ必ズ行政訴訟ヲ許スコトニナツテ居ル、夫レデ此點ハ從來ノ立法ノ全體ノ方針ニ重大ナ影響ヲ及ボス事柄デアラウト思ヒマスルカラ十分ニ致究ヲシナケレバナリマセヌト本員ハ考ヘマスルデゴザリマス、夫レカラ此外本案ノ條項ニ附キマシテハ第二十三條、

○水之江浩君 同ジク其創立ノ際ノコトデゴザリマスガ、水利組合ノ方ニハ關係者トゴザリマスガ水害豫防組合ノ方ハ組合員ト書イテアリマス、其區ニ附イテ單リ訴訟ヲ許サヌト云フ差異ガアルノデゴザリマスカ、

○政府委員(江木千之君) 別ニ此法案ニハサウ云フ區別ハ立ツテ居リマセウカ、本員ハ其理由ノアル所ヲ解釋ニ苦シミマスルデゴザリマス、町村制ノ第一百五條迄ニ於キマシテモ丁度町村稅ノ賦課ノ事ニ附キマシテ段々下カラ訴願ヲ經テ上ツテ結局行政裁判所ニ訴ヘテ出ルト云フ明文ガアル如ク、其外ノ法律ノ上ニ於テモ租稅ニ關スル事ノ争ハ其終局ハ必ズ行政訴訟ヲ許スコトニナツテ居ル、夫レデ此點ハ從來ノ立法ノ全體ノ方針ニ重大ナ影響ヲ及ボス事柄デアラウト思ヒマスルカラ十分ニ致究ヲシナケレバナリマセヌト本員ハ考ヘマスルデゴザリマス、夫レカラ此外本案ノ條項ニ附キマシテハ第二十三條、

○水之江浩君 尚本御尋致シマス、十七條ニ創立委員ハ組合規約ヲ調製シノ執行ヲ停止セス」ト云フコトガアルガ、是レ等ノ事柄ト云フモノハ殊更ニ此改正案ニ掲ゲナクテモ訴願法ナリ行政裁判法ナリ明條ガ備フテ居ルノデアル、此項ニ掲ゲルト云フト法律ノ體面上ニ於テ却ツテ變ナモノデアラウト考ヘマス、尤モ市町村制ハ例ニハナラナイ、ナゼ例ニナラナイカト云フニ町村制ハ確カ二十二年ニ發布ニナリマシテ二十三年カラカ實施ニナツタ様ニ考ヘマスガ、即チ其後ニ訴願法ヤ行政裁判法ト云フモノガ出來テ發布ニナツタモノデアリマスカラシテ、若シモ市町村制ガ後ニ出來タナラバ必ズ夫レ等ノ事務は省イテ宜イケレドモ、前ニ出來タモノデアリマスカラ此儘ニナツテ居ルノデアル、將來ニ向ツテ夫レ等ノ法律ヲ改正シテ往キマスルニ附キマシテハ無論是レ等ノ事ハ訴願法ナリ行政裁判法ノ原則ニ讓ツテ置クベキモノデアリマス、故ニ此水利組合條例ヲ改正ヲスルナラバ法律ノ體面上ニ於テモ是レ等ノモノハ重複ヲ避ケタイト思リテ居リマス、依ツテ本員ハ此條例ヲ改正スルナラバ今一層完全適切ナル改正ヲ致シタイト云フ考デゴザリマス、又此條例ハ明治二十三年以來不完全ナガラモ行レツ、アル法律デゴザリマス、デ今日此軍國多事ノ際ニ當リ是非改正ヲシナクチャアナラナイト云フ程ニ實際不都合ハアルマイト思ヒマス、旁々以テ此改正ノ事ハ後ノ會期ニ讓リマシテ此度ハ此案ハ否決シタ方ガ宜シカラウト存ズル次第デゴザリマス、諸君幸ニ御同感ナラバ此否決ニ賛成アラムコトヲ切望致シマス、

○水之江浩君 政府委員ニチヨット御尋ヲ致シタウゴザイマス、此水利組合ノ方ニハ關係者トアッテ水害豫防ノ方ニハ組合員トアリマス、是レハドレダケノ區別ヲ取ツテアリマスカ、

○政府委員(江木千之君) 御尋ノ趣意ヲチヨット聽取兼ネマシテゴザリマスガ……

○水之江浩君 同ジク其創立ノ際ノコトデゴザリマスガ、水利組合ノ方ニハ關係者トゴザリマスガ水害豫防組合ノ方ハ組合員ト書イテアリマス、其區ニ附イテ單リ訴訟ヲ許サヌト云フ差異ガアルノデゴザリマスカ、

○政府委員(江木千之君) 別ニ此法案ニハサウ云フ區別ハ立ツテ居リマセウカ、本員ハ其理由ノアル所ヲ解釋ニ苦シミマスルデゴザリマス、現今法ノ十七條ヲ御覽ニナリマスルト組合ノ關係者ト云フコトガ掲ゲアルノデゴザリマス、此關係者ト申スノハ組合ヲ創立致シマスル前ニ組合ガ若シ成立ツタナラバ是レハ組合員ニナルベキ人デアルモノヲ指シテ關係者ト申スノデゴザイマス、組合ガ成立ツテ組合員トナツテ參リマスガ未ダ組合ガ成立シマセヌ前ハ組合ノ關係者ト云フ言葉ヲ用ヒテ居ルノデアル、

○政府委員(江木千之君) 夫レハ成ル程文字ノ使ヒ方ハ唯今他ノ場合ニ於テ關係者ト云フ字ヲ使ツテ居ル所カラ比較シテ見マスルト穩デゴザリマセ

ス、併ナガラ是レハ組合ノ關係者ノ意味デアラウト存ジマス、

○水之江浩君 分リマシタ、

○箕作麟祥君 唯今馬屋原君ノ本案不同意ノ御演説ガゴザリマシタガ、少シ其御演説中ニ分ラヌコトガゴザリマシタカラ私ハ此案ニ附イテ贊否ヲ極メルタメニ馬屋原君ニ尙ホ一應確メテ置キタイト思ヒマス、現行法デアルナラバ行政訴訟ガ出来ル、然ルニ此改正案ノ四十七條デハ行政訴訟ハ出来ヌ結果ニナルト云フ斯ウ云フ大略御説デ、四十七條ノ改正ニ對スル駁撃ハ斯ンナモノデアラウト思シテ居リマス、併シドウ云フ譯デ現行法ノ四十七條ナラバ行政訴訟ハ出来ル、改正案ノ方ニナルトドウ云フ譯デ行政訴訟ハ出来ヌト云フノデゴザイマスカ、ワコヲ少シ貫徹シナイ様ニ思ヒマスカラモウ少シ明瞭ニ御説明ヲ願ヒタイ、

○馬屋原彰君 御答ヲ致シマス、此第四十七條ノ改正案ニ依リマスルト云フト、管理者ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得トスウアリマス、又此法律ハ内務大臣ニ訴願スレバ行政訴訟ヲ許サヌ、即チ行政訴訟ヲ許シタ場合ハ内務大臣ニ訴願スルコトハ出来ナイ、ワコデ此改正案デハ賦課錯誤ニ關係シテハ訴願ヲ許シ訴訟ハ許サナイ精神デアルト云フコトハ判然分ッテ居ル、而シテ現行法ノ上ニ附イテハ如何ト云フ御尋デゴザリマシタガ張リ出訴スルコトガ出来ルノデアリマス、夫レハドウ云フ法律ニ依シテ遣ルカト云フニ明治二十三年法律第百六號ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル事柄ガ列記シテアリマスガ、其第一ニ海關稅ヲ除クノ外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件トアリマス、即チ現行水利組合條例ニハ許ストモ許サヌトモ書イテナクトモ此百六號ノ法律ガアルカラシテ訴ヘルコトガ出来ルノデアリマス、夫レニ附イテ尙ホ一言申シテ置キマスガ此四十七條ヲ唯表面ノ上カラ見ドモ段々細ニ分析シテ裏面ニ就イテ見ルト矢張リ出來ルノデアル、ト申シマスルモノハ此組合費ノ賦課ニ附イテハ矢張リ町村稅ノ規定ヲ適用スルノデアツテ、怠納處分ノ事ニ附キマシテハ即チ國稅怠納處分法ニ依ルノデゴザリマス、サウ云フ場合ニナツタナラバ矢張リ法律第百六號ニ依シテ出訴ガ出来ルノデゴザリマス、是改正案ハ不完全ナル法律文デアリマス、大概此邊デ御分リニナツタラウト思ヒマス、

○政府委員(江木千之君) 簡短デゴザイマスカラ爰カラ述ベマス、唯今馬屋原君ノ訴願ニ附イテ御説ガゴザイマシタガ、此現行ノ制度ニ於テ管理者ノ處分ニ附イテ一々訴願ヲ許シテ居リマスルガ、斯ノ如キ例ハ市制町村制郡制

府縣制ニ於テモ更ニナイノデゴザイマス、管理者ナルモノハ畢竟其水利組合會ノ議決ヲ執行スルト云フコトガ重ナル仕事ニナツテ居ルノデゴザイマス、其執行ニ附イテ不服ヲ訴フルト云フコトニナリマス、斯様ナ事ニナリマシタナラバ行政ノコトハ萎縮シテ、ドウモ行政ノ事務ヲ舉ゲテ往ク譯ニハ参リマスマイト思フ、夫レ故ニ市町村制デゴザリマシテモ郡制府縣制デアツテモ決シテ斯ノ如キ場合ニ訴願ヲ許シテハナイノデゴザイマス、訴願或ハ行政訴訟ヲ許ス場合ハ自治體ノ權限ニ對シテ監督權ノ勤イテ其監督權ノ勤キ方ガ不都合デアルトカ、或ハ自治體ノ權限ヲ犯シタ云フトキニ始メテ其監督權ノ處分ニ附イテノ訴願ナリ行政訴訟ナリ受ケルコトニナツテ居リマスルノデ、一々管理者ガ行クテ往ク悉ク夫レニ附イテ訴願ヲ許スト云フコトハ決シテ他ノ法律ニ於テハ例ヲ見マセヌノデゴザリマス、馬屋原君ノ御説ハ一種ノ訴願ノ方法ヲ御始メニナルノデゴザイマセウカ、現行ノ他ノ制度ニ對シテ甚ダ權衡ヲ得ナイコトニ考ヘマス、

(馬屋原彰君「現行法ニハサウナツテ居リマス」ト述ブ)

○水之江浩君 私ハ馬屋原君ノ如ク法理上ノ事ハ一向存シマセヌガ、併ナ現行法ノ上ニハ何トモ云ウテナイ、唯訴願ダケ許シテアルガ他ノ法律カラ矢張リ出訴スルコトガ出来ルノデアリマス、馬屋原君ニ御説ハ一種カト云フニ明治二十三年法律第百六號ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル事柄ガ列記シテアリマスガ、其第一ニ海關稅ヲ除クノ外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件トアリマス、即チ現行水利組合條例ニハ許ストモ許サヌトモ書イテナクトモ此百六號ノ法律ガアルカラシテ訴ヘルコトガ出来ルノデアリマス、夫レニ附イテ尙ホ一言申シテ置キマスガ此四十七條ヲ唯表面ノ上カラ見ドモ段々細ニ分析シテ裏面ニ就イテ見ルト矢張リ出來ルノデアル、ト申シマスルモノハ此組合費ノ賦課ニ附イテハ矢張リ町村稅ノ規定ヲ適用スルノデアツテ、怠納處分ノ事ニ附キマシテハ即チ國稅怠納處分法ニ依ルノデゴザリマス、サウ云フ場合ニナツタナラバ矢張リ法律第百六號ニ依シテ出訴ガ出来ルノデゴザリマス、是改正案ハ不完全ナル法律文デアリマス、大概此邊デ御分リニナツタラウト思ヒマス、

起立者

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ドウモ判然ト分リ兼ネマスカラ氏名點呼ヲ行ヒマス、

(氏名點呼ヲ行フ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 氏名點呼ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、出席總數百五、可トスル議員四十一、否トスル議員六十四、依クテ本案ハ第二讀會ヲ開クベカラザルコト即チ廢案ニ決シマス、次ニ府縣稅徵收法中改正法律案、男爵金子有卿君發議、第一讀會ノ續、即チ前會ノ續ヲ開キマス、

○藤村紫朝君 チヨツト質問ヲ致シマス、一昨日委員長ヨリノ御報告ノ中

ニ此改正案ノ第五條ノ市町村ノ下ニ長ト云フ字ヲ入レルト云フコトニ附イテ  
委員會ニ於テ……委員ニ於テ之ヲ加ヘナケレバナラヌト云フ說ガアツタト云  
フコトデゴザイマシタガ、之ヲ加ヘルト云フ御說ノ特別委員ニ御尋ヲ致シタ  
イノデゴザイマス、之ヲ御加ユナルト云フノハドウ云フ理由デアツタカト云  
フコトヲ御説明ヲ請ヒタトイト思ヒマス、

○柴原和君 私モ委員ノ一人デゴザイマスルカラ御答ヲ致シマスガ長ノ字  
ノ加ヘテアツタノヲ削ツタカラ削ツタ理由ハゴザイマスルガ矢張リ加ヘタ理由  
モ御承知ニナリタイト云フコトデゴザイマスカ、

○藤村紫朗君 委員ノ中ニハ長ノ字ヲ加ヘナケレバナラヌト云フ御說ガ  
アツタト云フコトガ昨日委員長ノ御報告中ニアツタノデゴザイマスカラ其委  
員ニ加ヘルト云フ理由ヲ承リタイノデゴザイマス、

○子爵岡部長職君 唯今藤村君ノ御質問ガゴザイマシタガ、此第五條ニ長  
ト云フ字ヲ加ヘナケレバナラナイト云フコトヲ主張サレマシタル委員ハ唯今  
此席ニハ見エマセヌ様デゴザイマス、是レダケ申シマス、

○藤村紫朗君 當席ニ居ラレマセヌケレバ已ムコトヲ得マセヌデゴザイマ  
スルガ、夫レデハ政府委員ニ御尋ヲ致シタイ、政府委員デモ此長ノ字ヲ加ヘ  
ルノガ必要デアルト云フコトヲ段々説明ガアツタト云フコトデゴザイマスガ、  
ドウ云フコトデ此長ノ字ガ必要デアルカ、夫レヲ承リタイノデゴザイマス、

○政府委員（江木千之君） 御答ヲ致シマスルガ、此徵收法ノ第五條ニ市町  
村ニ對シテ徵稅令書ヲ發シ、サウシテ市町村長ハ之ニ依ツテ徵稅傳令書ヲ發ス  
ルト云フコトニナツテ居リマスルガ、其意味ガドウモ十分ニ現行法デハ分リ兼  
ネルノデゴザイマス、ト云フノハ市町村ニ對シテ徵稅令書ヲ發スルト云フコ  
トニシマスレバ即チ其事務ハ市町村ト云フ團體ノ事務ニナルノデゴザイマ  
ス、果シテ團體ノ事務ニナルノデアレバ市町村長ガ徵稅傳令書ヲ發スルト云  
フコトハ穩當デナイ、市參事會町村長……市參事會町村長ガ徵稅傳令書ヲ發  
シナクテハナラヌノデアル、團體ノ事務トナル以上ハ市長ト云フモノガ扱フ  
ノデハナイ市參事會ガ扱ハナケレバナラヌ、市參事會町村長ガ徵稅傳令書ヲ  
發スルト云フコトニナクテハナラヌ、市町村ト云フコトヲ第五條ニ存シ  
テ置クナラバ自然ノ結果デサウナラクテハナルマイ、然ルニサウ云フ改正  
ノ仕方モアリマスルガ又市町村トアル下ニ長ノ字ヲ加ヘ市町村長ニ徵稅令書  
ヲ發シテサウシテ市町村長ガ徵稅傳令書ヲ發スルト云フコトニ致シマシタナ  
ラ、夫レ故ニ三日デハ窮屈デ差支ヘルト云フガーツデ、現行ノ所ヲ能く政府  
委員ニ承リマシタガ府縣制ヲ施イテ居ラヌ府縣ニ於キマシテハ之ヲ郡長デ處  
分ヲ致シテ居リマス、サウシテ見マスルト僅カ二錢三錢ノ小サナコトマデモ  
郡長自ラ支配シナケレバナラヌト云フコトデ甚ダ差支ヲ生ジマス、此改正ニ  
シテ存シテ居リマスルカラ、矢張リ市町村ト云フ下ニ長ノ字ヲ加ヘテ市町村  
長ニ對シテ徵稅令書ヲ發シ其徵稅令書ニ依ツテ徵稅傳令書ヲ發スルノモ矢張  
リ市町村長デアルト云フコトニシタナラバ自治團體ノ事務ニ移サズシテ是レ

ハ府縣ノ行政トシテ市町村長ト云フ吏員ニ取扱ハセルト云フコトニナルカ  
ラ、改正ヲスルノニ二様ノ改正方法ガアレバ寧ロ市町村ト云フ下ニ長ト云  
フ字ヲ加ヘルト云フ改正ノ方ガ宜シカラウト云フコトヲ委員會ニ於テ申述ベタ  
ノデゴザイマス、然ルニ夫レハ餘程込入ツタ議論ニナツテ來ルノミナラズ國稅  
徵收法ニ於テモ既ニ現行ノ府縣稅徵收法ノ如ク規定シテアルモノデアルカラ  
シテハ府縣稅徵收法タケヲ直サウト云フノハ甚ダ穩デナイ、直スナラバ國  
稅徵收法ト云フモノモ共ニ直サナケレバナラヌ、然ルニ國稅徵收法ハ曩ニ議  
會ノ協賛ヲ經テ改正セラレタ位ノモノデアルカラシテ、今日此タメニ態々改  
正シナケレバナラヌト云フ程ノコトデモアルマイ、從ツテ府縣稅徵收法モ先  
づ此儘テ置イタラ宜シカラウト云フ委員會ノ意見デゴザイマシタカラシテ、  
政府モ強テ夫レニ對シテ異論モ唱ヘマセヌノデゴザイマス、斯様ナ行掛リニ  
ナツテ居リマス、

○名村泰藏君 一昨日修正ノ第三項ノ所デ徵收ノ期限ガ入ツテ居ナイト云  
フ質問ガゴザイマシタガ、其節ノ辯明ガ少シク十分デナカツタ様デゴザイマ  
スカラモウ一應御尋ヲ致シマス、國稅徵收法ノ第十三條ニ於テ昨年徵稅ヲ改  
正サレテ納期後三日以内ト云フコトガ書イテアリマス、北海道及町村制ヲ施  
行セザル島嶼ノ國稅徵收方第七條ニ於テハ納期後五日以内ト云フコトガ改正  
デ加ヘラレマシタ、其節其加ヘラル、理由ヲ政府委員ニ尋ねマシタ所ガ報告  
ノ期限ガナケレバ甚ダ市町村ニ於テ怠慢ノ弊ガ生ズル、其怠慢ノ弊ヲ生ズル  
コトヲ矯メルタメニ期限ヲ設ケテ置カナケレバナラヌ、デアルカラ三日又ハ  
五日ト云フ報告期限ヲ定メラレマシタガ、此度ノ修正ニハ其期限ガ定メテア  
リマセヌガ此理由ハドウ云フ譯ニアリマスカ、一應政府委員ナリ又ハ特別委  
員ノ御人ニ御尋ヲ致シタイ、何レカラ御答辯ニナツテモ差支ゴザイマセヌガ、  
ドウカ……

○柴原和君 本員ガ唯今ノ御尋ニ御答ヲ致シマスガ、委員會デ丁度唯今ノ  
シナクテハナラヌノデアル、團體ノ事務トナル以上ハ市長ト云フモノガ扱フ  
ノデハナイ市參事會ガ扱ハナケレバナラヌ、市參事會町村長ガ徵稅傳令書ヲ  
發スルト云フコトニナクテハナラヌ、市町村ト云フコトヲ第五條ニ存シ  
テハ……サウ致シマスルト國稅ハ單一デアルガ府縣稅ハサウデアリマセヌカ  
ラ、夫レ故ニ三日デハ窮屈デ差支ヘルト云フガーツデ、現行ノ所ヲ能く政府  
委員ニ承リマシタガ府縣制ヲ施イテ居ラヌ府縣ニ於キマシテハ之ヲ郡長デ處  
分ヲ致シテ居リマス、サウシテ見マスルト僅カ二錢三錢ノ小サナコトマデモ  
郡長自ラ支配シナケレバナラヌト云フコトデ甚ダ差支ヲ生ジマス、此改正ニ  
ナリマスルト府縣出納吏ニ報告スルトナルト、夫レハ郡長デゴザイマスカラ  
シテ存シテ居リマスルカラ、矢張リ市町村ト云フ下ニ長ノ字ヲ加ヘテ市町村ニ更ニ  
達スルニハ三日デハ中ミ出來ナイ、二日トスルト期日ガ過ギル、七日モ十日モ  
カ、ルコトガアルカラ、夫レデ是レハ入レナイ方ガ宜カラウト云フ說ガ第二

デゴザイマス、夫レカラ又此事ハ三日ト云フコトヲ加ヘルニハ格別論モゴザイマセヌダタガ、左ノ一項ヲ加ヘタ理由ヲモウ少シ申シテ置キマスガ、是レハ現行ノ府縣制ヲ施イテ居ル所デハ市町村長ガニ郡長デハガアセヌ市町村長ガ現ニ取扱ツテ居リマス、然ルニ之ヲ市町村ノミニ取扱ハセルト甚ダ不便ニナル、夫レデ此法律ガ左ノ一項ヲ加ヘルト、市町村長ガ是非取扱ハナケレバナラヌト申スノハ府縣制第六十七條ニ「府縣稅ハ法律命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除クノ外各市町村長ニ於テ市町村稅徵收ノ手續ニ依リ之ヲ徵收スヘシ」ト云フ明文ガアリマシテ、此條項ヲ加ヘマセヌト市町村長ガ取扱ハネバナラヌコトニナリマス、其一項ヲ加ヘマセヌト郡長ガ取扱フコトニナリマス、又模様ニ依ツテ町村長ニ取扱ハセルコトガ出來ルト云フコトデ之ヲ加ヘマシタ、此事ヲチヨット申シテ置キマス、

○名村泰藏君　　マ少シ要領ヲ得マセヌデゴザイマス、此朱書ノ修正ハ郡長ノ職務ヲ定メタモノデナクシテ市町村長ノ職務ヲ定メタモノノ様ニ考ヘマス、シテ見マスルト國稅徵收法ノ市町村ノ役目モ此修正ノ市町村長ノ役目モ格別變ツタ様デハアリマセヌガ、報告期限ヲ除ケタノハ少シ分リ兼ネマス、是レハ郡長ノ職務デアルナラ格別、市町村長ノ役目デアルト國稅徵收法ノ十三條ノ改正ト少シモ變ラヌ様デゴザイマス、其邊ハ如何デゴザイマス、

○柴原和君　　是レハ即チ市町村長ガ此期限ヲ過ぎ稅金ヲ完納セザル者アルトキハ其滯納ノ稅目金額及滯納人ノ住所氏名ヲ記載シテ郡長ニ報告シテ郡長ガ取扱フコトト考ヘテ修正ヲ致シマシタ、

○名村泰藏君　　ドウモ能ク分リマセヌガ、納期後五日以内ト云フ修正ヲ提出致シタウゴザイマスカラ、唯今申シマシテ宜シウゴザイマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　修正ハ唯今御出シニナル場合デハアリマセヌ、

○名村泰藏君　　二讀會デ……

○政府委員(江木千之君)　先刻名村君カラノ御尋デゴザイマシタガ、政府委員カラ申上ダル様ニト云フ御言葉ガアツタ様デアリマシタカラ申上ゲマス、委員會ニ於テ修正ニ同意ヲ表シマシタ理由ヲ一應申述ベテ置キタ、成ル程國稅徵收法ニモ三日以内ト云フ期限ガ附イテ居リマス、夫レデ此徵收法ニモデゴザイマス、然ルニ此府縣稅ノ徵收法ニ期限ヲ定メルト云フコトハ、極リハ能ク附キマスガ實際實行上ニ於テ甚ダ困ル場合ガ出來ルダラウト云フコトカラシテ期限ハ附ケヌコトニ致シマシタノデゴザイマス、國稅デアリマスト誠ニ稅ノ種類モ單純デゴザイマシテ地租トカ所得稅トカ、直接國稅ハ誠ニ單純デゴザイマシテ、納稅人モ餘程少イ、夫レデ市町村役場デ報告致シマスニ三日

ト期限ガ切ツテアツテモドウカスウカ間ニ合フノデアリマス、府縣稅ノ方ハ地租割トカ戸數割トカ營業稅雜種稅杯種々ナモノガアリマス、又納稅人モ種々種類ガアリマシテ今日ノ市町村役場ノ有様デハ五日ノ期限ニシテモ速モ手ガ回リ兼ネヤウト考ヘマス、然レバ餘程長イ期限ニ定メルカト申シマスルト、長イ期限ヲ定メマスルト左程ノ效能モナイ譯デアリマスカラ、夫レデ詰リ各地方ノ便宜ニ任シテ府縣知事ノ見込デ縣令ヲ發シテモ宜シ、又期限ヲ定メズニ行レテ行ク地方ハ夫レデモ宜シ、詰リ地方ノ便宜ニ任スト云フ御論ヨリシテ斯ウ云フコトニナリマシタノデゴザイマス、政府委員モ之ニ對シテ同意ヲ表シマシタノデゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ決ヲ採リマス、本案第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

## 起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　過半數デゴザイマス、

○子爵岡部長職君　本案ハ一昨日モ不幸ニシテ議事ヲ繼續スルコトヲ得マセヌデゴザイマシテ、唯今第二讀會ヲ開クベシト云フコトガ可決ニナリマシタ位デゴザイマス、ドウカ直ニ議事日程ヲ變更セラレマシテ第二讀會ヲ開カレムコトヲ請ヒマス、

## 起立者 賛成

○子爵日野西光善君

○子爵小笠原壽長君　賛成、

○男爵西五辻文仲君　賛成、

○柴原和君　賛成、

○小原重哉君　賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　岡部子爵ヨリ議事日程ヲ變更シテ直ニ第二讀會ヲ開クベシト云フ、此動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

## 起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　過半數デゴザイマス、直ニ第二讀會ヲ開キマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)　是レハ即チ原案ニ附イテ決ヲ採リマス、第五條中ト云フ所デゴザイマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○山木書記官朗讀  
府縣稅徵收法中左ノ通改正ス  
(山本書記官) 委員會ニ於テハ削除「ト述ブ」  
第五條中市町村ノ下ニ「長」ノ一字ヲ加フ

## 起立者 起立者ナシ

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　起立者ガゴザイマセヌ依テ是レハ削除ニ  
決シマス、次ヲ朗讀致サセマス、

（山本書記官朗讀）

第八條中其領收證書ノ下ニ「ニ市町村長ノ檢印」ノ八字ヲ削ル

〔山本書記官「委員會ノ修正ハ『第八條第一項中其領收證書ノ下ニ「ニ

市町村長ノ檢印』ノ八字ヲ削ル』ト述ブ〕

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　唯今讀ミマシタノハ即チ「第八條第一項中」是  
レダケテゴザイマス、之ニ附イテ決ヲ採リマス、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ  
起立ヲ請ヒマス、

起立者　多數

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　過半數デゴザイマス、次ニ水之江浩君ヨリ修  
正案ガ出テ居リマスニ依テ之ヲ朗讀致サセマス、

（山本書記官朗讀）

「前項ノ納付期限ハ納期後二日以内トス」

同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

「前項ノ納付期限ハ納期後二日以内トス」

（水之江浩君演壇ニ登ル）

○水之江浩君　諸君、私ガ此第八條第一項ノ次即チ現行法デハ第八條二項  
ノ次ニ一項ヲ加ヘマスノデゴザイマス、唯今書記官

ヨリ朗讀セラレマシタル通リニ「前項納付期限ハ納期後二日以内トス」ト此一  
項ヲ加ヘマスノデゴザイマス、一昨日委員長岡部子爵ヨリモ御述ニナリマシ  
テゴザイマスルガ第六期議會ニ於キマシテ國稅徵收法ノ改正ニ從ツテ矢張リ

府縣稅徵收法ノ改正ノ出タト申シテモ宜シト御述ニナリマシテゴザイマス  
ガ、私モ亦國稅徵收法ノ改正ニ從ツテ此一項ヲ加ヘマスノデゴザイマス、其理  
由ハ誠ニ簡短ナコトデゴザイマス、譬ヘテチヨット一言申上ゲマスレバ三月  
三十一日ノ納期限デアリマスルニ其日ニ徵收ヲ終リ夫レヨリ納付ノ手續ヲ致  
シマシテ其日納付シ終ルコトハ實ニ事實上容易ニ出來マセヌコトデゴザイマ  
ス、隨分納付シマスルニ附キマシテハ準備モ入りマスル、其上市町村役場ト  
金庫所在地トハ隨分離レテ居リマスコトガアリマスルデ實ニ不便デアリマシ  
テ、既ニ其不便ヲ救フタメニ國稅徵收法ハ「前項拂込期限ハ納期後二日以  
内トス」ト改正ニナッテ居リマスルカラ、府縣稅モ國稅モ納付ノ手數ハ少シ  
モ異ナルコトハアリマセヌデゴザイマス、此一項ヲ加ヘマシテ市町村ノ不便  
利ヲ救フ考デアリマスルデゴザイマスルカラ何卒滿場ノ諸君御賛成下サラム  
コトヲ偏ニ希望致シマス、私ハ固ヨリ訥辯デゴザイマシテ申上ゲヤウガ甚だ  
拙ウゴザイマスルカラ自然御分リ兼ネニナリマスル様ナコトガゴザイマスレ  
バ御尋ガゴザイマスレバ御答致シマス、

○子爵岡部長職君　唯今水之江君ノ御演說ニナリマシタル修正ノ御趣意ハ  
本員ニ於キマシテハ至極適當ナル修正ト考ヘマス、本案ハ一昨日モ申述ベマ  
シタル通り昨年改正ニナリマシタルコトデ、唯今水之江君ノ茲ニ追加ヲサレヤウト云フ  
所ノ修正ノ趣意ハ矢張リ其精神ヲ全クスルモノニアラウト思ヒマス、カラシ  
テ決シテ委員會ニ於キマシテ修正ヲシマシテ、尙ホ國稅徵收法ト相合スルコトニナ  
リマスノデアリマスカラ至極御尤ト考ヘマスデ本員ハ贊成ヲ致シマス、

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　念ノタメニ申シ置キマスガ、勿論水之江君ハ  
既ニ定規ノ贊成者ト共ニ修正ヲ發議ニナッテ居ルノデゴザイマス、サウシテ  
能ク御分リニナッテ居ラウトハ存ジマスガ念ノタメニ申シテ置キマスガ八條  
ノ第二項ノ次ニ唯今ノ文言ガ加ハルノデゴザイマスカラ、即チ此ノ所デ水之  
江君ノ修正ダケヲ問題ニ致シタ譯デゴザイマス、

○瀧口吉良君　水之江君ノ修正説ニ最モ贊成ヲ致シマス、

○子爵立花種恭君　唯今ノ修正ハ承リマシテハゴザイマスケレドモ、些ト  
判然ト致シ兼ネマシタカラチヨット唯今ノ修正ノ文面ヲモウ一應承リタウゴ  
ザイマス、

○水之江浩君　修正ノ文句ガ御不分リデゴザイマスカ又其理由デゴザイマ  
スカ、

○子爵立花種恭君　文句ハ「前項ノ納付期限ハ納期後二日以内トス」ト夫レダケ  
デゴザイマス、

○子爵岡部長職君　チヨット水之江君ニ請求ヲ致シマスルガ、ドウカ昨年  
改正ニナリマシタ國稅徵收法ノ……唯今御修正案ノ出マシタル所ト相對スル  
所ノ條文ヲ、御手許ニゴザイマスナレバチヨット御讀上ゲヲ願ヒマス、

○水之江浩君　國稅徵收法ノ改正ニナリマシタノハ「前項拂込期限ハ納期  
限後三日以内トス」ト、違ヒマス所ハ拂込ト云フ二字ガ此案ニハ納付トナッテ  
居ルダケガ違ヒマス、如何ナル譯デ違フカト申シマスレバ前項ヲ受ケテ追加  
ヲ致シマスルカラ拂込ト納付ト是レダケノ差ガゴザイマス、其他ハ國稅徵收  
法ト極同一デゴザイマス、

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）　水之江君ノ修正ニ附イテ決ヲ採リマス、

○名村泰藏君　チヨット私共ハ能ク分リマセヌ、ドンナニ修正ニナルヤラ  
能ク分ラズニ居リマスデゴザイマスガ國稅徵收法ノ第何條ニ當リマスカ、

○水之江浩君　國稅徵收法第十二條デゴザイマス、

○名村泰藏君　分リマシタ、

(政府委員江木千之君演壇ニ登ル)

○政府委員(江木千之君) 唯今水之江君ヨリ修正說が出マシテゴザイマス  
ルガ十分ニ修正ノ御趣意ノ在ル所ハ了解致シ兼ネマスルガ、併シ國稅徵收法  
ノ第十二條ニ倣フテ修正ヲ加ヘルト云フコトデアリマスルカラシテ修正ノ御  
趣意ニ附イテハ大凡想像ガ附キマスルカラ一應說ヲ述ベマス、此國稅徵收法  
ノ第十二條ノ例ニ倣フト云フコトデゴザイマスルガ果シテ國稅徵收法ノ第十  
二條ノ例ニ倣フノデアレバ府縣稅徵收法ノ第八條ノ第二項ニ附キ修正ヲ加フ  
ルト云フ如キヨトハ誠ニ了解致シ兼ネマスル、ト申シマスルモノハ第八條ノ  
第一項ハ徵稅傳令書ヲ受ケタル納稅人又ハ徵稅令書ヲ受ケタル市ノ各納稅人  
ハ市町村ノ收入役ニ稅金ヲ納付スルノデゴザイマスル、各個ノ納稅人ガ市町  
村ノ收入役ニ稅ヲ持ツテ參ルノデ、稅ヲ納メニ參ルノデアリマスル、夫レヘ  
持ツテ行ツテ三日以内ニ納メルト云フ期限ヲ附スル必要ハ何モナインデゴザ  
イマス、徵稅令書ナリ徵稅傳令書ニハ必ズ納稅スル期日ガ定メテアリマスル、  
何月何日限リ納付スベシト云フコトハ、ドノ徵稅令書デモ徵稅傳令書デモ皆  
タカト申シマスルト是レハ全ク場合ガ達フノデアリマス、市町村ガ取集メタ  
金ヲ市町村ガ國庫ニ納メル期限ガナイカラ、其期限ハ三日以内デアルト定メ  
タノデアル、決シテ各個ノ納稅人ガ出納官吏收入役ニ稅ヲ持ツテ行ク期限ヲ  
定メタノデハゴザイマセヌ、夫レデ唯今ノ修正ヲナサルナラバ第八條ノ第二  
項ノ次ニ入レテ市町村ガ府縣ノ出納官吏ニ納付スルト云フ場合ヲ規定ニナル  
ノナラ是レハ別段ノコトデアリマスルガ第八條ノ第一項ノ次ニ御加ニナルト  
云フコトハ甚ダ了解致シ兼ネマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 政府委員ニ御注意シマスガ誤解デハナイカト  
思ヒマス第一項ノ次ヘ一項ヲ加ヘルノデゴザイマス、

○政府委員(江木千之君) 私ハ第一項ト聽取リマシタノデゴザイマス、然  
ラバ夫レニ附イテ一應第二項ト見テ意見ヲ述べマスルガ、徵收シタル稅金ヲ三  
日以内ニ市町村ガ府縣へ納付スルト云フコトニナリマシテモ府縣稅ノ方デハ  
甚ダ差支ヘルデアラウト思ヒマス、府縣稅ノ方ニナリマスルト稅金ニ種々ノ  
稅ガアリマスノデ、何月或ハ前納ニ係ルモノガアリ、其外日稅杯隨時徵收スル  
モノモアリマスシ種々ナ稅ガアリマス、夫レヲドウモ稅ヲ徵收スルニモ色々  
遲速ガアル、夫レデ一概ニ三日以内ニ納付スルト云フガ如キヨトハ甚ダ窮  
屈ニ失スルデアラウト考ヘマス、是レ等ハドウカ此地方稅府縣稅ノ事ニ附キ  
マシテ餘り窮屈ニ失セズシテ成ルベク地方ノ便利ヲ與ヘル様ニ致シタイト考  
ヘマス、夫レデ態ミ斯ノ如キ修正ヲ加ヘルニハ及ブマイト考ヘマスルカラ、

此事ヲ申上ゲテ置キマス、

○水之江浩君 政府委員ニ御尋ヲ致シマス、地方稅府縣稅、斯ノ如キモノ  
ハ期限ガゴザイマス、三月ナラ三月三十一日限リトシテゴザイマス、三月始  
メ(聽取レス)……徵收シ終リマス、其中ニ直グニ又出納吏ニ納付セネバナリ  
マセヌ、甚ダ不便ナコトガ多イ、却ツテ此改正シマシタ方ガ餘程便利ヲ計ル  
タメニ私ハ提出致シマシタ、「市町村ハ其徵收シタル稅金ヲ府縣出納吏ニ納付  
シ其領收證書ヲ得テ義務ヲ了ルモノトス」トアリマス、夫レハ期限ガゴザイマ  
シテ此期限中ニ納メネバナリマセヌ、金庫ニ納メネバナラヌ、人民カラ徵收  
スルノモ其日デゴザイマス、其日徵收シ其日金庫ニ納メル様ニナシテ居リマ  
ス、即チ國稅モ同様デゴザイマス、併ナガラ政府委員デハ地方稅ハ國稅ハ期  
限ガアツテモ期限ニ納付スルノヲ納付センデモ宜シイト云フ考デゴザイマス  
カ、

○政府委員(江木千之君) 御質問デゴザイマスカ、

○水之江浩君 チヨツト申上ゲマス、前ノハ私ハ半バ御答ヲ申シマシテ半  
バ質問デゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 質問デナケレバ往ケマセヌ、

○政府委員(江木千之君) 納期後三日以内ト云フコトハ差支ヘルト考ヘ  
マス、納期後ト云フコトハゴザイマス、「前項ノ納付期限ハ納期後三日以内ト  
ス」ト云フコトガ府縣稅ニ付テハ差支ヘルト考ヘマス、日稅モゴザイマセウ  
シ種々ノ稅ガゴザイマス、夫レヲ三日以内ニ……納期後三日以内ニトシマシ  
テモ納期ノナイモノモアルシ、納期ガナイト云フ譯デハゴザイマセヌガ隨時  
徵收ノ如キハ納期ハ區々ニナシテ居ル、夫レヲ悉ク三日以内ニ納付スルト云フ  
ガ如キハ實ニ窮屈ニ失スルト考ヘマス、

○水之江浩君 私ガ些少ト了解シ兼ネマスガ期限ガ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 質問デスカ、

○水之江浩君 左様デス、其期限ニ丁度三十日ナラ三十日ノ期限ニ徵收シ  
終リマシテ、サウシテ其翌月ノ三日マデノ間ニ市町村カラ金庫へ納付スレバ  
宜イト云フ私ハ考デゴザイマス、併ナガラ夫レヲ三十日ナラ三十日ノ期限ニ  
徵收ヲ致シマシタモノヲ、例ヘバ五日マデモ七日マデモ猶豫シテモ宜シイト  
云フ様ナ御考デゴザイマスカ、丁度國稅ノ様ニキッカリト徵收ガ出來ナイカ  
ラ地方稅ノ方ハ國稅ノ様ニシナシカモ知レヌト云フ御考デゴザイマスカ、  
○政府委員(江木千之君) 左様デゴザイマス、國稅ノ様ニキッカリ極メル  
譯ニ参リマセヌ、或ハ日稅ノ如キハ相撲ノ興行ガアル、其居ノ興行ガアル、  
サウ云フモノニ日稅ヲ賦課シマスル、サウ云フ場合ニ納期ハ夫レハ概略極メ

モ致シマセウガ、其納期ガ極ツテ居ル度毎ニ府縣ノ出納吏ニ三日以内ニ之ヲ  
納メロ抔ト云フコトハ第届ニ失シテ行レ難イト申スノデアリマス、

○瀧口吉良君 チヨツト政府委員ヘ御尋ヲ致シマスルガ、唯今ノ政府委員

ノ御辯明ニ依リマスルト納期後ニ三日以内ニ納付スルト云フコトハ差支デア

ルト云フコトデアリマスルガ、サウシマスルト現行法ノ通リデアレバ納期ガ

例ヘバ三月三十一日限リトアルトキニ其納期ト云フモノハ人民カラ市町村ヘ

出ス納稅ト云フダケノ納期デアリマスカ、或ハ此納期ト云フモノハ府縣ニ納

マル所ノ納期ヲ指スノデアリマスカ、其邊ガ若シモ府縣ヘ納付スル期日デア

リマスレバ例ヘバ納期ガ三月三十一日トアレバ、市町村デ徵收スルノハ三月

二十六日トカ二十七日トカ云フ様ニ其期限ノ以内ニ期限ヲ定メテ町村ニ於テ

徵收シナケレバナラヌト云フ様ナコトニナラウト考ヘマスルガ、チヨツト其

邊ヲ御尋申シマス、

○政府委員(江木千之君) 納期ト申シマスルノハ各納稅人ガ納込ム日ヲ指

シタモノデアラウト考ヘマス、

○瀧口吉良君 各納稅人ガ町村役場ニ納付スル期限デアリマスカ、

○政府委員(江木千之君) サウデアリマス、

○瀧口吉良君 了解致シマシタ、

(「決々」ト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 最早大抵決ヲ採ル時期カト存ジマスガ、別ニ

御發議ガゴザイマセネバ採決シマス、水之江君ノ修正ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ

請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、夫レカラ次ヲ朗讀致サセ

マス、

(山本書記官朗讀)

同條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
市町村長ハ納期限ヲ過キ稅金ヲ完納セサル者アルトキハ其滯納ノ稅目金

額及滯納人ノ住所氏名ヲ記載シ之ヲ府縣出納吏ニ報告スヘシ  
(原案)

第九條中「身代限ノ處分ヲ受クルトキ」ノ十二字ヲ削リ「強制執行ヲ受ケ又  
ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ」ノ二十一字ヲ加フ

(山本書記官 委員會ノ修正ハ第九條中「身代限ノ處分ヲ受クルトキ」  
ヲ「強制執行ヲ受ケ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ改ム」ト修正ス  
ト述ブ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別ニ御發議ハゴザイマセヌカ、別ニ御發議ガ  
ナケレバ唯今朝讀ニナリマシタル分ノ決ヲ取リマス、委員ノ修正ヲ可トスル

諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、

(山本書記官朗讀)

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

本條ハ此法律施行以前ニ係ル府縣稅期滿免除ニモ適用ス

(山本書記官委員會ハ削除「ト述ブ」)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レハ即チ委員會デハ削除ニナツテ居リマス

カラ原案ニ付テ決ヲ採リマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者ナシ

(山本書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 起立者ガゴザイマセヌニ依ツテ即チ削除ニナ

リマシタ、

(山本書記官朗讀)

第十五條ニ左ノ但書ヲ加フ

但第十一條ノ規定ハ此ノ法律施行以前ノ徵稅ニモ適用ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今朝讀ニナリマシタル委員ノ修正ヲ可トス

ル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

(山本書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、

○子爵岡部長職君 議事日程ヲ變更シテ直ニ三讀會ヲ開カレムコトヲ希望

致シマス、

○小原重哉君 贊成、

○南郷茂光君 贊成、

○伯爵冷泉爲紀君 贊成、

○柴原和君 贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 議事日程ヲ變更シテ直ニ三讀會ヲ開クト云フ

岡部子爵ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

(山本書記官 委員會ハ即チ第二讀會ノ決議案デゴザイ

マス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 起立者 多數 過半數デゴザイマス、本案ハ可決セラレマシタ、

○山川浩君 本員ハ緊急動議ヲ提出致シマス、二十五年度ノ決算報告ガマダ委員ヨリアリマセヌガ最早日數ハ僅ニ四日カ五日ホカアリマセヌ、夫レニ二十五年度ノ決算ト云フモノハ隨分ニ議論モ澤山アラウト考ヘマスカラ、依ツテ本院規則ノ四十條ニ依テ期限ヲ……報告ノ期限ヲ極メタイト思ヒマス、期限ハ明日中ト致シタウゴザイマスケレドモ夫レデハ或ハ火急カモ知レマセヌカラ、二十日ノ正午マデニ報告ヲ得マス様ニ致シタイト思ヒマス、且又今日マデ報告ニナリマセヌノハ決シテ決算委員が怠慢ニ付シテ居ラレタ譯デハアリマスマイガ、ドウカ其經過ヲ今箕作君モ御出席ニナツテ居リマスカラ承リタウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今ノ期限ヲ極メルト云フコトハマダ議事日程が後トニアルノニ此間ニ挾ムノデゴザイマスガ、即チ期限ヲ定メルト云フコトヲ爰デ議事日程ヲ變更シテ議スルノデゴザイマスガ、夫レニ別段御異議ハゴザイマセヌカ、

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 御異議ガゴザイマセネバ即チ唯今山川君ノ申サレタコトニ附イテ議シマス、

○箕作麟祥君 唯今山川君カラ決算委員ノ模様ヲ言ヘト云フコトデゴザイマスカラ即チ夫レダケ御答致シマスガ、御承知ノ通リ當年ノ議會即チ此第八議會ニハ明治二十四年度ノ決算ト明治二十五年度ノ決算ト此二ツノ決算ヲ調査シナケレバナラヌコトデゴザイマス、所デ明治二十四年度ノ決算ニ就キマシテハ一月十四日ト二月ノ二日ト、此時ハ私ハマダ委員デモナシ、委員長デモナカッタ、即チ前ニ二回委員會ヲ開キマシタ、所デ私ガ委員長ニナリマシテカラ二月二十二日ニ更ニ決算委員會ヲ開キマシタ、夫レカラ尙ホ調査ガ十分デアリマセヌカラ二月二十七日ト三月四日ト詰リ二十四年度ニ對シマシテハ前後デ五回ノ決算委員會ヲ開キマシタ、大層數ガ多イ様デゴザイマスガ、此會ノ中ニハ誠ニ時間ノ僅ナ會モアツタノデゴザイマスガ、始メテデアリマスカラ隨分鄭重ニ審査ヲシマシタカラ斯ノ如ク五遍モ開キマシタ、所デ三月四日ニ議長ニ報告致シマシタ、夫レガ去ヌル當月ノ十一日ノ議事ニ上ボリマシテ即チ御承知ノ通り結果ハ色ニナツタ、然ル處ガ其報告ヲ致ス少シ前ニ二十五年度ノ決算ガ參ブ、ドウモ二ツ、二十四年ガ片付カナイ中ニ二十五年度ヲ一緒ニシマスト混合シマスカラ、二十四年度ヲ片付カセマシテ二十

五年度ノ分ハ三月ノ十一日マデニ各科ノ主査カラ委員長マデ報告ニナル様ニト云フコトニ致シテ置キマシタ、所ガ其或ル科ノ中デハ餘程込入フタ事ガアルカラ少シ猶豫シテ吳レト請求ガアリマシタカラ一日延バシマシテ三月十二日ニ始メテ掛リマシタ、所ガ此節モ午前ノ十時カラ開キマシテ午後マデモヤル積リデアリマシタガ午後ニハ已ムヲ得ヌ事ガ段々アツタ様デ引ケル者ガアリマシテ十二時マデヤリマシタ、併シ大分調査ノ掛ハ往キマシタ、所ガ夫レカラ一日置キマシテ三月十六日ニ第二ノ決算委員會ヲ開キマシタ、所ガ此日ハ病氣差支等テ半數ニ満チマセヌノデ、夫レデ半數ニ満チマセヌカラドウシテモ本當ニ委員會ヲ開ク譯ニハ往キマセヌガ、併シ半數近クノ委員ガ集ツテ折角集ツタコトアルカラ此儘散會スルコトハ本意ナイト思ヒマシテ相談會ヲ開キマシテ政府委員等ニ質問ヲ致シマシタ、夫レガ三月十六日デス、三月十八日ニ尙ホ開キタイト思ヒテ今日モ午前十時カラ決算委員會ヲ開キマセウト思ヒマシタガ、昨日ト同様或ハ病氣或ハ差支等デ矢張リ半數ニ満タナイ、夫レデ致方ガアリマセヌカラ御承如ノ通リ午前ニ私ガ委員長デアリマスカラ退席ヲ願ツテ委員會ヲ開キタイト思ヒマシタガ、幾ラ待ツテモ定足數ニ満タナイ、今日モ委員會ヲ開クコトガ出來マセヌ次第デゴザイマス、斯ノ如キ次第デゴザイマスカラ決シテ委員ノ怠慢デモアリマセズ、隨分委員長ハ餘程骨ヲ折ツタ積リデアリマスガ、今日マデ報道ガ出來ヌノハ差支或ハ病等デ出ラレナインハ已ムヲ得ヌコトデアリマス、併シモウ一回開イタナラ忽チ御報道ガ出來ヤウト思ヒマスカラ、唯今ノ山川君カラノ期限ヲ設クルコトハ反対ノ方デハゴザイマセヌ、無論贊成シテ宜シイ、ドウカ明後日所デハゴザイマセヌ、今朝デモ委員會ガ開ケマスレバ今日デモ報道ガ出來タノデアリマスガ、明後日マデ御猶豫下サレバ時ハ有リ餘ルト思ヒマス、斯ノ如キ模様デアリマス、

○男爵伊達宗敦君 山川君ニ贊成シマス、尙ホ決算委員長ニ何卒是レマデハ御病氣等其他差支ガアツテ御集ニナラナカツタコトハ已ムヲ得ヌコトデアリマスガ、唯今山川君カラノ御説ガ問題ニナリマシタカラ精々委員諸君ニモ豫メ御出席ニナル様ニ御勧ニナル様ニ願ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 山川君ヨリ二十五年度ノ決算ノ審査期限ヲ附スル、明後日ノ正午マデト云フ即チ二十日ノ正午マデト云フコトニシタイト云フコトデアリマス、贊成ガゴザンスニ依ツテ決ツ採リマス、此動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、依テ期限ガ明後二十日ノ正午マデト極マリマシタ、堺表殉難舊土佐藩士ヲ靖國神社ニ合祭ノ請願會議ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス、

〔左ノ意見書案ハ朗讀ヲ經ザルモ参照ノタメ茲ニ載錄ス以下之三倣意見書案〕

堺表殉難舊土佐藩士ヲ靖國神社ニ合祭ノ件

高知縣高知市士族土居盛義外十六名呈出

右ノ請願ハ明治元年二月泉州堺警衛中佛國水兵ノ亂暴無禮ヲ制スルカ爲メ之ヲ殺害シタル故ヲ以テ死ヲ賜ハリタル舊土佐藩士十一名ノ舉動ハ全ク愛國忠誠ノ餘ニ發スルモノニシテ當時ノ事情ヲ審ニスルニ土佐藩兵初ヨリ暴擊ニ意アルニ非ズ只佛兵ノ暴慢ナル其ノ職守上止ムヲ得サルニ出テタルナリ而シテ十一名ノ安シテ死ニ就キシハ君國ノ爲メニ禍亂ヲ遏ムルモノニシテ其ノ心情誠ニ憐ムヘシ今ヤ文明ノ德澤優渥ニシテ苟モ心ヲ王室ニ存シ意ヲ國家ニ傾クル者ハ其ノ事ノ粗暴過激ニ涉ルモノト雖猶且位階ヲ賜ヒ靖國神社ニ祀ラル誰カ 聖恩ノ鴻大無邊ナルニ感セサルモノアランヤ獨リ堺事件ニ殉セシ十一名ノ未タ德澤ヲ蒙ラサルハ實ニ不幸ト謂フヘシ故ニ當時ノ事情ヲ憐察シ十一名ヲ靖國神社ニ合祭シ其ノ靈ヲシテ永ク 聖恩ヲ享ケシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治二十八年三月 日

貴族院議長侯爵 蜂須賀 茂韶

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○公爵德川家達君 此意見書案ニ聊カ正誤ガゴザイマスカラ、正誤ヲ加ヘタウゴザイマス、右ノ請願ハ明治元年二月泉州堺警衛中佛國ト云フ「佛」ノ字ヲ改メマシテ「外國水兵」云々トナリマス、夫レカラ三行目ノ當時ノ事情ヲ審ニスルニ土佐藩兵初ヨリ暴擊ニ意アルニ非ズ只佛兵ノ云々ト云フ此「佛」ノ字ハ矢張リ「外」ノ字ニ正誤致シマス、此請願書ハ意見書案ニ記載シテゴザイマスル通り請願委員會ニ於キマシテハ採擇ト議決ニナリマシタ、故ニ其決議ニ御賛同アラムコトヲ希望致シマス、此請願書ノ紹介議員谷子爵ヨリ委シク御陳述ニ相成ルト云フコトデゴザイマス、

(子爵谷干城君演壇ニ登ル)

○子爵谷干城君 此請願ニ於キマシテハ今日俄ニ始シタコトデハアリマセヌ、疾ウヨリシテ請願ヲ宮内省ノ方ニ向ケテ出シテ居リマス、又縣令ヨリシ

テ内務省ノ方ヘモ向ケテ出シタコトガゴザイマス、然ルニ不幸ニシテ始終其事情ガ詳ナラヌガタメニ今日マデ其儘ニナツテ居ルノデアリマス、デ此事情ニ於キマシテハ私杯モ丁度此事蹟ノアツタ時分ニハ御一新ノ戰争ノタメニ江戸ノ方ニ向ヒテ居ツタ跡デアリマスカラ實際ノ事ヲ目撃シタデハナイ、迹ヨリ段々取調べテ見マスルト如何ニモ是レハ國家ノタメニ死ンダモノニ相違ナイト云フコトヲ認メル……如何デスカ是レハ人ガ少イ様デゴザイマスガ明日ニ讓リマシテモ、緩ツクリヤリタイト思ヒマスガ、ドウデス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今調べテ見マセウ……大抵宜シウゴザイマス、

○子爵谷干城君 宜シウゴザイマスカ、甚ダ御氣ノ毒ノ様デガスガ、ドウゾ暫時一ツ此事情ダケヲ御聽キヲ願ヒタイ、デ決シテ私ニ暴舉シテ腹ヲ切ラサレタト云フ譯デハナイ、眞ニ國家ノタメニ腹ヲ切ツタノデアル、其事情ヲ一ツ述べタイト思フ、デコリヤ御承知ニモナツテ居リマセウガ、御一新ノ年二月ニ所謂堺事件ト唱ヘテ喧マシイ事柄デアツタノデアル、デ此時ノ事情ト云フモノハ諸君モ御承知デアリマセウ、又御承知デナライ方ガ或ハアルカモ知レマセヌガ、詰リ此舊幕ノ方ヲ助ケヤウト云フ外國人ト、此朝廷ノ方ヲ助ケヤウト云フ外國人ト二種三分レタ、ソコデ此幕府ノ方ヲ助ケヤウトシ現ニ士官杯ヲ發シテ助ケタ事柄モ現ニ御承知デアラウト思フ、夫レデ一方ノ幕府ノ方ヲ助ケヤウトシタ方ハ何ガナ此御一新ノ國難ニ際シテ京都ノ方ヘムヅカシイコトヲ吹掛け事ニ託シテ端ヲ開カウト云フ事柄ト云フモノハ如何ニモドウモ其當時ノ有様ニ於テ辭スベカラザル證跡ガアルノデ、ソコデ其事ハ即チ或ル國デ軍ノ兵ヲ大阪ヲ經テサウシテ其地形ヲ巡見スルト云フノデ堺ヘ回シテ彼所ヲ通行ヲサセイト云フノデ朝廷ノ方ノ役人ガ一人附添ウテ、サウシテ大阪ノ方カラ大和川ノ橋、彼所マデ來タデス、其時ニ即チ土佐ノ兵隊ト云フモノガ泉州堺ノ固メヲ朝廷カラ仰セ付ケラレテ居ツタ、ソコデ其時分ハ御承知ノ通り攘夷ト云フ論ノ盛シニアツタ時デ未ダ其攘夷ト云フヨトノ御取消シ、止マックタト云フコトハナカタ、デ何シロ堺ヲ固メイト云フ朝廷ノ命デ固メテ居ル、夫レヘ以テ行テカラニ猥ニ外國ノ人ガ來ベキ所デナイモノヘ即チ大和川ヘズレット押掛ケテ來タモノデスカラ、彼ノ所ニ居ツタ兵隊ガ決シテ夫レハ通常ル出來ヌト言ツテ止メタ、止メタ所ガ朝廷ノ方カラモ土佐ノ兵隊ノ方ヘ御沙汰ナシニ唯向フ案内シテ來タモノデスカラ是レハ成ル程手順ガ足ラシタ誠ニ穩ニ歸ツタ、成ル程サウ云フ譯ナラバ一旦沙汰ヲシテ置カナケレバ通ル譯ニハ往カヌト云フノデ陸カラ來タ方ノ側ハ誠ニ穩便ニ歸ツタ所ガ、ソコ

ハ所謂手咎ガ達ウテ船ノ方カラハ堺ノ方へ人數ガ來ルカラ堺デ又船ニ乗ルカラ待チ居レ陸カラ來タノガヨ堺港カラシテ乘セテ是レカラ本船ヘ行カウト云フスウ云フ約束デアツタモノト見エル、ソコデ其船ノ方ハ陸ノガ歸ッタ云フコトヲ知ラズズーット上ツテ來タ、デ上ツテ來テ又土佐ノ兵隊ガ守ツテ此所ハ猿ニ外國人ノ來ベキ所デナイト云フ様ナコトニハ無頓著デズーット水兵ガ上ツテ來タ、所デ其土佐ノ方ノ兵隊ハ今ノ通り此大和橋ノ方ヘ出テアスコデ應接ヲシテ歸シタカラソコデ先ツ安心ト云フノデ一旦營ノ方ヘ引取ツタ所ヘ以テ船ノ方カラハ外國人ガ上ツテ來タト云フモノダカラシテ大ニ市中ノ者ガ驚イテ外人が來テ亂暴シマスカラドウカシテ是レハ片時モ取鎮メテ吳レトスウ云フコトヲ訴ヘテ來タノデ、所デ此兵隊ニ於テハ即チソコナ取締ヲ朝廷ヨリ命ゼラレテ居ル所ノ職掌デアリマスカラ取敢ヘズ出張シタ、出張シテ見タ所ガ果シテソチコチ横行シテ居ル、或ハソコナ店屋ヘ靴ノ儘デ上ツテ來タトカ爰ナ寺ニ土足デ上ツテ來マシタト云フ様ナ訴ガ起ツテ、今日デ言ヘバ西洋人ガ靴ヲ穿イテ上ツテ來ルモ怪シミマセヌケレドモ、其時分ハ未だ曾テ外國人ノ來タコトモナシ、又來ベキデナ所ヘヤツテ來タモノダカラ、土地ノ者ハ非常ニ驚イテ亂暴狼籍スルト言ウテ訴ヘテ來タ、直ニ行ツテ取押ヘヤウト掛クタ所ガ中ミ向フハ今申ス様ナ理窟デ何ガナ事ガアレバ引ツカケヤウト云フ精是レバカリノ旗ガアツテ夫レカラ其嚮導旗ト唱ヘテ一小隊ニ一ツヅ、其旗ヲ持ツテ居ツタ其旗ヲ取ツテ逃ゲラレタ、夫レガ其詰リ已ミヲ得ズ砲撃セニヤナラスト云フ精シト云フコトニナツテ夫レカラ其嚮導旗ト唱ヘテ一小隊ニ一ツヅ、其旗ヲ云フ所デ夫レヲ取ツテ逃ゲラレタカラ、所謂因メヲ命ゼラレテ居ル職掌ガ立ダヌト云フノデ砲撃ヲシタノデス、デ固ヨリ是レハ原告ト被告ノ間ノ事柄デアリマスカラ夫レハ向フニ玉色ミ理窟ガアリマセウガ、大體堺市民カラシテ亂暴スルカラ取鎮メテ吳レト云フコトヲ言ツテ來タカラヤツタノデ私ニ暴舉シタ譯デハナイ、訴ニ應ジタモノ、其行ツテ居ル兵隊ト云フモノハ朝廷ノ命令デ即チアスコヲ固メテ居ル譯デアルカラシテ、單ニ日本ノ人ヲ即チ幕府ノ兵ヲ防グノミナラズ外國人デアラウガ誰レデアラウガ其所ヲ守ツテ居ル所ノ地方ヘ來テ亂暴ヲスレバ夫レヲ防ダハ即チ彼等ノ職掌デアル、今モ申シタ通り未ダ其攘夷ナゾト云フコトノ御取消ニナツテ居ラヌガ唯外國事務總裁ト云ヒマシタカ其時分ニ一ツノ外務省見タイナモノモ假定メラレ神戸ノ方ヘハ外國人ノ來ルコトハ夫レハ許サレテ居ツタノデ、ケレドモ此田舎ノ侍ナゾト云フモノハ

中ミ其時分ニ此斯ウ云フ事情デアル、サウ云フ事情デアルカラ擊ツコトモナラヌ、無理ナ取扱ハセラレヌト云フ様ナコトハ說得ノ出來ヤウ苦モナシ、又サウ云フコトヲセラル、時機デモナカツタ、詰リ雙方カラノ今言フ通り行違デ大和川ノ方ハ歸ツタガ、ソコナ向フノガモ來テ見タ所ガ居ラザタカラ斯ウ云フ譯デヤト云ヘバ直ニ歸リサヘシタラ宜カツタラウガ歸ラズシテ、ソツチコツチ歩キ居ルウチ混雜ヲ起シタトスウ云フ理窟デ上ツテ來タ夫レハ又夫レトシタ所デ是レガナゼ國ノタメニ死ンダカト云フコトニ就イテ御疑ガアラウト思ガ、サテ是レハ今ノ通り此兵隊ト云フモノハ朝廷ノ命ヲ奉シテ不都合ガアレバ夫レヲ取締リ、稱ハヌニハ聲ツト云フ即チ兵器ヲ持ツテソコラ守シテ居ルモノデ、夫レヘ以テ今ノ通り訴ガ來タモノデ行ツテ取押ニ掛ク所ガ出來ナイ、詰リ旗ヲ取ツテ逃ゲラレタト云フカラシテハ砲撃セニヤナラヌト云フコトニナツタ夫レデ理窟カラ云ヘバ彼等ハ十分理窟ガアル、我ミハ是レダケノ命ヲ承ケテ來テサウシテ訴ニ依ツテ來テ取押ヘヤウトシタ所ガ出來ナイ、夫レカラ已ミヲ得ズ斯様ナコトニナツタト云フノデ理窟ガ十分アル、所ガ奈何セム此時ハ内ニ對シテハ舊幕府ト戰爭ヲ開キ、未ダ其結局ドウナルカ分ラヌト云フ事柄デドノ兵モ皆箱根ヲ越エヌ時デアル、夫レヘ以テカラニ假令理窟ガアルニシテモ外國ト事ヲ釈レテハ實ニ國家ノタメニナラヌカラ、ドウシテモ是レハ一步モ二歩モ讓ツテカラニ穩ニセニヤナラヌト云フガ即チ其時分ノ朝廷ノ御趣意モ是レハ國ノタメデアルカラ死ネト、此事柄ガ非デアルカラト云フ譯デハナニ彼ヲシテ割腹セシムルニ若クハナイ、此所ガ即チ朝廷ノ命令ヲ重ンジ國家ノ安危ヲ此所デ一つ繫クヨリ外仕方ガナイト云フノデ彼等ニ割腹ヲ命ズルニモ是レハ國ノタメデアルカラ死ネト、此事柄ガ非デアルカラト云フ譯デハナイ、今日斯ウ云フ事情デアル、斯ウ云フ譯デアルカラ國ノタメニ死ネト云フコトヲ命令シテ、如何ニモ國家ノ御爲メト云フナラバ少シモ辭シマセヌケレドモ外國人ノタメニ死ヌルト云フコトハ出來マセヌ、國ノタメナラ死ニマセウト云フノデ承服シタ、ソコデ其前ニ方ツテ隊長ハ是レハ私が命令シマシタ、免モ角モ私が命令ヲシマンシタモノデアリマスカラ兩人ノ隊長即チ箕浦猪之吉、西村佐平次ト云フ兩人ガ決シテ卒ニ憂ヲ遺スベキデナイ、我レ兩人が引受ケテ割腹シマスカラト云フコトヲ言出タ、言出タケレドモドウ云フ理窟デアツタカ夫レガ即チ我ミ最モ其意ヲ得ヌ所デアリマスガ免モ角モ此方ノ殺サレタタケノ者ヲ殺サニヤナラヌト云フ様ナ理窟カラシテ詰リ其人數ハ十七人デアリマンシタガ隊長ヲ除ケテ十七人、其上隊長ガ一人、夫レダケノ者ハ皆死刑ニ處サニヤナラヌトスウ云フ事柄デ夫レヲ、夫レデ詰リ事情已ミヲ得ヌヨリシテ朝廷ニモ之ヲ御承諾ニナツテカラア、云フ處分ニナツタノデアリマス、今日カラ考ヘテ見ルト隨分苛酷ナ請求、又苛酷ナ處分デアツタ、所デ

爰ニ又一ツノ怪シムベキハサア約束通りニ腹ヲ切レト云フコトニナツテ十一人マデ切ッタ所デ、夫レハ皆立派ニ切ッタノデ、十人マデ切ッタ所ガ、ドウシテモ立合ニ來タ所ノ外國人ガ見ルニ堪ヘナイ、立派ニズンズンヤツテ往クモノデスカラ、ソコデ向フヨリ如何ニモ是レハ氣ノ毒ナ事ヂヤト斯ウ悟ッタ見エテ、ドウカモウ是レデヨシテ一ツ免除シテ吳レト云フコトヲ絶ツテ言出シタ、ソコデドウ云フ理窟カ竟ニ朝廷ニモ夫レテ止メテ仕舞ツタノデス、是レガ若シ罪ガアツテ刑ニ當ルト云フナラバ十人ガ二十人ニモ是レハ腹ヲ切ラスガ當リ前ナノデアリマスガ、サウ云フ譯デハナイ、實ニ可愛サウデハアルケレドモ國ノタメニ死シテ貴ハニヤナラヌト云フ理窟ア據ナク處分ニナツタモノデアリマスルカラ、サア其外國人ガ良心ニ立戾ツテ誠ニ是レハ苛酷ナ話デスウ云フ殘忍ナ事ハト云フコトヲ悟ツテ見ルト一日モ一刻モ其座ニ居ラレヌト言ツテ向フカラ断リヨシテ吳レト云フコトデアツタ、ソコデ即チ立合ノ檢視ヲ始メ朝廷ノ役人ガ皆其時ノ刑ヲ止メテ赦シタノデアル、所ガ其中十二人目ノ者ハ既ニ切腹ヲスル所ヘ出テ來タ、出テ來テカラ止メヨト云フカラドウ云フ事デ止メルノカト云ウテ聞イテ見タ、所ガ是レハ外國人ノ請求ニ依ッテ止メルト言ツタ所ガオレハ國家ノタメニ死ネト云フコトデアルカラ國家ノタメナラバ死ナウト云フノデアル、夫レヲ外國人ノ請求ニ依ツテ命ヲ助ケラレルト云フノハ殘念ナコトダト云ウテドウシテモ承知シナイ、無理ニ連レテ來タ所ガ終ニ舌ヲ食切ツテ殆ド死ニ至ル程ノコトデアツタ所ガ幸ニシテ夫レハ命ハ助ツタガサウ云フ様ナ景況デアツタ、是レハ能ク御考下サレバ分リマスガ、若シ是レガ普通ノ時デ其中へ大キナ戦争ヲオ始メルト云フコトニナツテ居ラナカツタラバ決シテ高知藩ガ承知ハシマセヌ、夫レハ朝廷ノ命令ヲ以テ此通り守ツテ居ツテ、サウシテ土地ノ者ヨリ斯ノ如キ訴ヲ起シテ之ニ由ツテ即チ斯ウ云フ處分ヲシタノデアリマスカラ、決シテ腹ヲ切ラスコトハ出來マセヌト云ツテアノ時ハ突ツ張ルノデアルケレドモ、今申ス様ナ譯合ノ時デアリマシタカラ實ニ泣イテ腹ヲ切ラシタ、又彼等モ國ノタメニ死ヌルト云フコトデアツタモノデスカラ悦ンデ死ンダ、死遺ツタ者ハ死ンダ者ニ濟マナイト云ウテ實ニ涙ヲ翻シタ、其中ニハ今言フ通り自殺マデ圖ツタ者モアリマス、此願主ニナツテ居ル土居盛義ト云フ者ハ即チ其時ノ死遺リ一人デアル、夫レデ誠ニ國家ニ大キナツツ之ヲ若シ死ナヌト云フコトニナツテ争ヲ起シタトキニハドウ云フ變ニナラウヤラモ知レヌト云フノデ藩主ノ説諭、即チ國ノタメニ死ネト云フコトヲ命ゼラレテ悅ンデ國ノタメニ死シダノデアル、決シテ普通此罪人杯ト云フモノト同一視スペキモノデハナイ、ノミナラズ其他或ハ御殿山デ殺サレ或ハ東禪寺デ死シダト云フ様ナ者マデモ、是レハ後ニハ立派ナ者ニナツテ居ル、聞ク所ニ據レバ是レモ招魂社ニ這入ツテ居ル者モアルト云

フコトデアル、サウ云フ者トハ種類ガ大變違ツテ真ニ是レハ國家ガ、之ガタメニ難ヲ起スカ起サヌカト云フ所ヲ濟ウタ所ノモノト私杯ハ信ズル、然ラバル所ノ神ミガ決シテ不都合ナ者ガ來タトハ思フマイト思フ、實ニ御前等ハ氣ノ毒ナ事デアツタ、尤ナ事デアル、何故早ク來ザツカトスウ云フデアラウ、又他ノ或ル外國人ハ總テ其國ト云フモノハ義侠國、人ノ義ト云フコトニハ感ジル國柄デアル、ソコデ此事ハ一時ノ行違ヨリ亞、云フ苛酷ナ處置ハシタケレドモモウ其後ニ至ツテハ實ニ氣ノ毒ニ堪ヘナイ、又惡ルク言ヘバ一時ノ忿デ事情殺スペカラザルモノヲ殺サンタ、失策ト言ハネバナラヌ、失策デアルカラ自ラ臨ンデ居ツタモノガドウカヨシテ吳レト云フ斯ウ云フコトガアツタ、其義侠國民タル人ガ今日之ヲ見タラドウデアラウカ、私ハ却ツテ彼ノ國ノ人ハ是レ等ノ事ハ悦ンデ是レガ即チ日本ノ日本タル所以實ニ感心ノ至デアルト云フデアラウト思フ、夫レデ廉耻モ何モ知ラヌ國デアレバ敢テ知ラズ、此ノ如キ義侠心ノアル外國人ハ必ズ之ヲ以テカラニ尤至極ノ事ヂヤ、日本ノ強キモ即チ此ニ在ル、愈々以テ共ニ相談ヲナスベキ國、倚頼スペキ國ト云フコトヲ確ムルニ足ルト思フ、奚ソ是レ等ノ事ヲ以テカラニ外交ニ差支ヘルヂヤノ心配スルヂヤノト云フ様ナコトハ誠ニ夫レハ氣ノ毒千萬ナ考ト私ハ思フ、サスルケレドモ此議場ニ於カレマシテハ此事情ハ尤ト御聽取ニナツテ議決セラル、コトヲ偏ニ希望致シマス、

○侯爵中御門經明君 唯今此堺表殉難士ノ件ニ就イテ谷君ヨリ段々御演説ニナリマシテゴザイマス、谷君ノ御演説バカリ承リマスト如何ニモ御尤ナ次第ニ拜聽致シマス、併ナガラ當時本員等若輩デハゴザイマシタガ京師ニ居リマシテ此事ハ親シク承ツタコトモアリマスシ、少々意見書案ノ上ニ就キマシテ尙ホ篤ト取調ヲ致シテ十分ニ修正ヲ致シテ見タイト云フ考ガアリマスカラ、本日ノ會議ハ是レデ延期セラル、コトヲ希望致シマス、ドウカ其事柄ヲ詳シク述べマスト宜シウゴザイマスガ唯今ノダケデ大抵御分リニナラウト考ヘマスデ、是レニ決シテ正反對ト云フ譯デハ決シテナイノデ、唯此意見書案ノ上ニ就イテ修正ヲ加ヘタイ、且ツ他ニ取調べタイ理由モアリマスカラ本ノ此會議ハ是レデ中止セラル、コトヲ希望致シマス、

○子爵小笠原壽長君 本員ハ中御門侯爵ニ贊成デゴザイマス、ドウモ此請意ニハ本員モ贊成デゴザイマスガ、修正モ致シタイコトモアリ又取調べタイ

コトモゴザイマスカラ、本日ハ決議ノ延期ヲ希望致シマスカラ中御門侯爵ニ全ク贊成ヲ致シマス、  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 贊成ガゴザイマスニ依シテ中御門侯爵ノ發議ノ決ヲ採リマス、即チ本日ハ議スルコトヲ見合ハセテ後ト回シニスルト云フ  
中御門侯爵ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 少數デゴザイマス、本意見書案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ復祿及復族ノ請願會議ヲ開キマス、是レモ朗讀ハ省キマス、

## 意見書案

## 復祿及復族ノ件

第一號 三重縣奄藝郡明村平民楠井多平外二十四名星出

第二號 愛知縣名古屋市士族黒田文太夫外十五名星出

第三號 同縣同市士族小島憲章外六名星出

第四號 同縣同市士族水野鐵之助外四十四名星出

第五號 同縣同市士族伊藤龜八外三名星出

第六號 東京市赤坂區青山南町士族小野三秋外十六名星出

第七號 三重縣一志郡久居町平民前田半七外一名星出

第八號 同縣阿拜郡上野町平民田中久太郎外十一名星出

第九號 鳥取縣鳥取市平民山本幸男外十五名星出

第十號 兵庫縣揖西郡平井村平民伊藤儀三郎外十三名星出

右ノ請願ハ陳述スル所各々多少ノ差異アリト雖要スルニ第一號ハ世襲奉仕

シタル者ニシテ士族ニ列シ家祿ヲ享クヘキニ廢藩置縣ノ際族祿共ニ之ヲ失

ヘリ故ニ士族ニ編入シ其ノ祿ヲ復セラレムコトヲ請願シ、第二號ハ一戸創

立世襲ノ列ニ加ハリシヲ以テ士族ニ編入シ永世祿ヲ給セラルヘキ者ナルニ

明治三年故ナクシテ族祿ヲ沒收セラル十六年ニ至リ士籍ニ復セラレタルヲ

以テ其ノ祿ヲ復セラレムコトヲ請願シ、第三號第四號第五號ハ共ニ世襲ノ

卒ニシテ士族ニ編入永世祿ヲ給セラルヘキ者ナルニ明治五年民籍ニ降サレ

タリ後士族ニ復セラレタルヲ以テ之ニ伴フ所ノ永世祿ノ下賜ヲ請願シ、第

六號ハ舊藩ニ於テ知事以下士卒祿高ニ分賦シ舊債消却ノ方法ヲ立テシカ明治五年ニ至リ免除ノ令アリ舊知事ハ其ノ定祿ニ復セルモ請願人等ハ遂ニ之ヲ復セラレヌ故ニ金祿公債證書下付ノ際自カラ定祿ヲ減却セラレタルヲ以

明治二十八年三月 日

貴族院議長侯爵 蜂須賀茂韶

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○公爵德川家達君 是レモ前ノト同様デ委員會ノ決議通りニ相成ルコトヲ

希望致シマス、  
○公爵德川家達君 是レモ前ノト同様デ委員會ノ決議通りニ相成ルコトヲ希望致シマス、  
○公爵蜂須賀茂韶君 是レモ前ノ請願書ト同様ニ委員會ノ決議通りニナルコトヲ希望致シマス、○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レニハ別段御異議ハゴザイマセヌカ、  
(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ本意見書案ハ可決致シマス、次ニ裁判所管轄變更ノ請願會議ヲ開キマス、

## 意見書案

## 裁判所管轄變更ノ件

福井縣丹生郡越酒村平民磯見彌三右衛門外十二名星出

右ノ請願ハ丹生郡下岬、越酒、殿下ノ三村ハ武生區裁判所ノ管轄ニ屬スレトモ其ノ里程甚遠キノミナラス一定ノ道路ナク險惡陥陋ナル山道村路又ハ作

場道ニ由リ屈曲迂回シテ纔ニ往來スルノ不便アリ殊ニ積雪ノ候ニ至レハ行

路全ク絶ユルフ常トス然ルニ福井ニ至ルニハ完全ナル車道アリテ交通便利

ナルノミナラス從來該三箇村ノ人民ハ其ノ獲ル所ノ海陸物産ハ概ネ福井市ニ出シテ之ヲ鬻キ又需要品ハ總テ同市ニ仰キ金錢取引上其ノ他密切ノ關係

アリ之ヲ武生町ニ比スレハ便否ノ差霄壤啻ナラサルヲ以テ該三箇村ヲ福井

區裁判所ノ管轄ニ變更セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採

擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治二十八年三月 日

貴族院議長侯爵 蜂須賀茂韶

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

希望致シマス、  
○公爵德川家達君 是レモ前ノト同様デ委員會ノ決議通りニ相成ルコトヲ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レ又別ニ御異議ハゴザイマセヌカ、

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ意見書案通り可決致シマシタ、衆議院ヨリ通牒ヲ受領致シマシタニ依ツテ書記官長ヲシテ朗讀ヲ致サセマス、

(中根書記官長朗讀)

屯田兵土地給與規則中追加法律案

右貴族院ノ送付ニ關ル政府提出案本院ニ於テ貴院ノ修正ニ同意シ奏上セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及通知候也

明治二十八年三月十八日

衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

官給ニ係ル屯田兵ノ建物及馬匹ノ讓渡質入書入ニ關スル法律案  
右貴院ノ送付ニ關ル政府提出案本院ニ於テ可決シ奏上セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及通知候也

明治二十八年三月十八日

衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是レヨリ一ツ御相談ニ及ブ事ガゴザイマスガ、先ツ御相談ノ前ニ御報告ヲ致シマスガ、明治二十二年法律第四號會計法中改正法律案、本案ハ衆議院提出デゴザイマス、衆議院ヨリ受領致シマシテゴザイマス、拔夫レデ最早會期モ餘日ガゴザイマセニ依ツテ是レハ成規ニリマスレバ二日ヲ隔テテ議事日程ニ載セルノデゴザイマスガ、夫レヲ短縮致シテ明日ノ議事日程ニ此第一讀會ヲ開クコトニ致シマシテハ如何デゴザイマス、

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼ブ者多シ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ御異議ガナイト認メマスルニ依ツテ其事ニ致シマス、明日ノ議事日程ヲ御報告ニ及ビマス、午前十時開議、第一、明治二十三年法律第四號會計法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會、第二、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉、第三、東京府埼玉縣千葉縣茨城縣境界變更法案、衆議院提出、第二讀會、本日ハ散會、

午後三時四十六分散會